令和３年度

環境生活部の施策概要

島根県環境生活部

目　　次

総　　論
　１　環境生活部の組織　……ｐ１
　２　環境生活部の予算　……ｐ２

各課の施策概要
環境生活総務課
　Ⅰ．事　業　方　針　……ｐ３
　Ⅱ．組織及び所掌事務　……ｐ３
　Ⅲ．令和３年度事業概要　……ｐ５

人権同和対策課
　Ⅰ．事　業　方　針　……ｐ１０
　Ⅱ．組織及び所掌事務　……ｐ１０
　Ⅲ．令和３年度事業概要　……ｐ１１

文 化 国 際 課
　Ⅰ．事　業　方　針　……ｐ１４
　Ⅱ．組織及び所掌事務　……ｐ１４
　Ⅲ．令和３年度事業概要　……ｐ１６

スポーツ振興課
　Ⅰ．事　業　方　針　……ｐ２２
　Ⅱ．組織及び所掌事務　……ｐ２２
　Ⅲ．令和３年度事業概要　……ｐ２４

自 然 環 境 課
　Ⅰ．事　業　方　針　……ｐ２７
　Ⅱ．組織及び所掌事務　……ｐ２７
　Ⅲ．令和３年度事業概要　……ｐ２８

環 境 政 策 課
Ⅰ．事　業　方　針 …… ｐ ３ ３
Ⅱ．組織及び所掌事務 …… ｐ ３ ４
Ⅲ．令和３年度事業概要 …… ｐ ３ ５

廃棄物対策課
Ⅰ．事　業　方　針 …… ｐ ４ ２
Ⅱ．組織及び所掌事務 …… ｐ ４ ２
Ⅲ．令和３年度事業概要 …… ｐ ４ ４

美　術　館 …… ｐ ５ ２
芸術文化センター …… ｐ ５ ３
保健環境科学研究所 …… ｐ ５ ４

審議会等一覧 …… ｐ ５ ５

条例一覧 …… ｐ ６ ４

計画等一覧 …… ｐ ７ ０

外郭団体一覧 …… ｐ ７ ５

総　　論

1　環境生活部の組織

令和３年４月１日

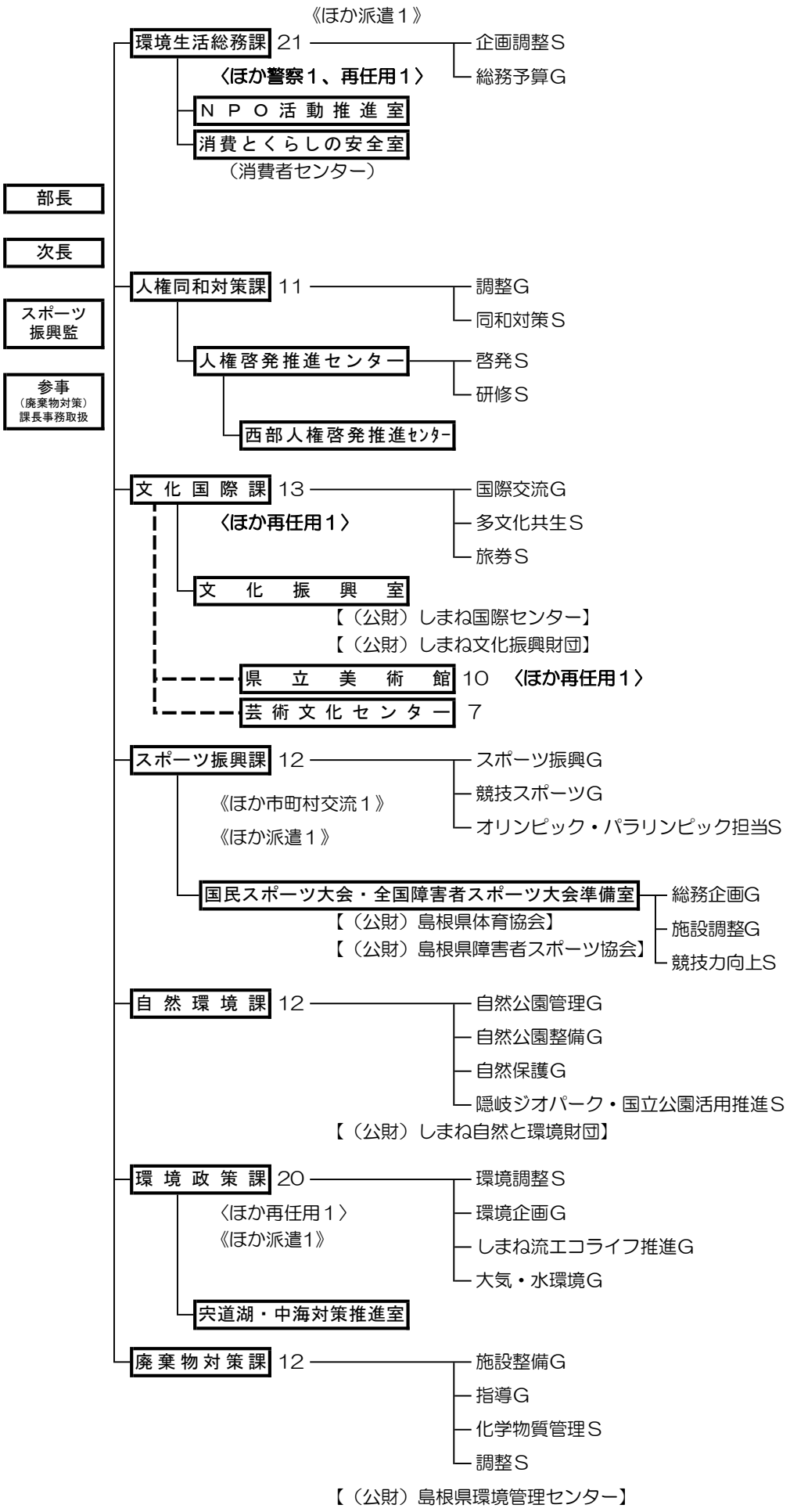

職員数　本庁　７課６室　１０１人　《ほか派遣３》
地方機関　２機関　１７人
※ほか、併任２（（警察（１）、市町村交流（１））、再任用（４））　計６人

２　環境生活部の予算

■課別歳出予算額（一般会計）　（単位：千円）

	課名	令和３年度 当初予算額(A)	令和２年度 当初予算額(B)	令和２年度 ２月補正後予算額(C)	対前年比（%） A/B	対前年比（%） A/C
※	環境生活総務課	333,477	350,444	364,422	95.2	91.5
	人権同和対策課	178,805	191,305	188,070	93.5	95.1
	文化国際課	3,254,125	1,758,356	1,869,342	185.1	174.1
	スポーツ振興課	1,898,170	913,109	782,307	207.9	242.6
	自然環境課	721,183	900,287	1,190,675	80.1	60.6
	環境政策課	685,808	709,063	624,279	96.7	109.9
	廃棄物対策課	620,284	650,454	590,949	95.4	105.0
	合計	7,691,852	5,473,018	5,610,044	140.5	137.1

※令和２年度当初予算額については機構改革後の額

■課別財源内訳（一般会計）　（単位：千円）

課名	令和３年度 当初予算額	財源内訳 国庫支出金	使用料手数料	県債	その他	一般財源
環境生活総務課	333,477	24,955			44,861	263,661
人権同和対策課	178,805	44,841			1,260	132,704
文化国際課	3,254,125	345,313	72,260	1,569,800	132,676	1,134,076
スポーツ振興課	1,898,170		48,898		921,642	927,630
自然環境課	721,183	138,750	502	53,000	3,960	524,971
環境政策課	685,808	40,322	965		117,509	527,012
廃棄物対策課	620,284	240,084	22,364		111,742	246,094
合計	7,691,852	834,265	144,989	1,622,800	1,333,650	3,756,148

【参考】部局別歳出予算額（一般会計）　（単位：千円）

	課名	令和３年度 当初予算額(A)	令和２年度 当初予算額(B)	令和２年度 ２月補正後予算額(C)	対前年比（%） A/B	対前年比（%） A/C
※1	政策企画局	1,715,824	1,923,469	2,542,356	89.2	67.5
	総務部	123,795,142	125,605,509	134,782,239	98.6	91.8
	防災部	2,666,052	3,129,675	3,098,868	85.2	86.0
	地域振興部	7,026,626	6,171,091	6,940,976	113.9	101.2
※1	**環境生活部**	**7,691,852**	**5,473,018**	**5,610,044**	**140.5**	**137.1**
※1	健康福祉部	80,863,666	75,377,142	97,477,629	107.3	83.0
	農林水産部	46,680,858	46,708,465	49,153,429	99.9	95.0
※1	商工労働部	15,555,345	14,045,741	23,165,677	110.7	67.1
※2	しまねブランド推進課	756,101	806,742	2,036,943	93.7	37.1
	土木部	73,718,251	87,850,897	99,753,398	83.9	73.9
	教育委員会	84,034,844	84,665,013	85,929,442	99.3	97.8
	警察本部	20,447,880	21,235,028	20,702,204	96.3	98.8
	その他	2,065,145	2,057,168	1,895,007	100.4	109.0
	合計	467,017,586	475,048,958	533,088,212	98.3	87.6

※1 令和２年度当初予算額については機構改革後の額

※2 農林水産部と商工労働部の共管(外数)

各課の施策概要

環境生活総務課

Ⅰ．事　業　方　針

環境生活部の主管課として部内の主要事業の調整、組織・予算等の調製を行う。今日の経済社会のめまぐるしい変化に対応するため、安全で安心な消費生活の確保、一人ひとりが尊重され、主体的に地域社会に参加する環境の醸成を目指して二つの室を設置するとともに、企画調整スタッフを置いて、部内各種施策を機能的かつ効果的に推進する。

社会貢献活動の推進では、県民が福祉や環境、国際交流、まちづくりなど様々な分野で社会貢献活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、ＮＰＯ等との協働の取組を推進し、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現を図る。

消費者行政では、複雑多様化する消費生活や「新しい生活様式」に適切に対応するため、消費者の自立を支援する教育・啓発の推進や消費者相談など苦情処理機能の充実を図る。

安全安心なまちづくりでは、地域コミュニティによる防犯力の強化を図るため、組織的な県民運動に取り組んでいく。

Ⅱ．組織及び所掌事務

〈組　　織〉

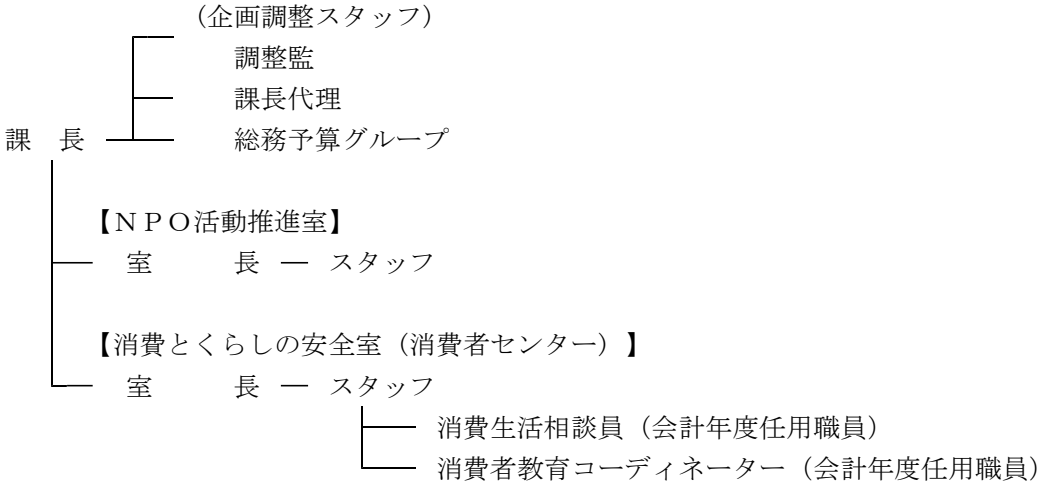

〈所掌事務〉

○企画調整スタッフ

・部内主要事業の計画及び執行の調整に関すること。
・総合計画に関すること。
・県議会に関すること。
・政策企画会議及び政策調整会議に関すること。
・他部及び部内各課の連絡調整に関すること。
・陳情及び要望事項に関すること。
・その他企画調整に関すること。

○総務予算グループ

・部内の組織、定数に関すること。
・部内職員の人事、服務、給与、研修、福利厚生に関すること。
・部内予算の編成、執行、決算に関すること。
・栄典に関すること。
・監査に関すること。

○ＮＰＯ活動推進室

・社会貢献活動の推進及び連絡調整に関すること。
・ＮＰＯ等との協働の推進に関すること。
・特定非営利活動法人に関すること。

○消費とくらしの安全室（消費者センター）

・消費者行政の推進及び連絡調整に関すること。
・島根県消費生活条例に関すること。
・島根県消費者基本計画に関すること。
・島根県消費生活審議会に関すること。
・消費生活協同組合に関すること。
・物資及び物価対策の調整に関すること。
・金融の広報に関すること。
・消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
・消費者啓発の推進に関すること。
・消費者教育の推進に関すること。
・消費者組織の育成指導に関すること。
・市町村における消費者相談体制の強化に向けた取組への支援に関すること。
・特定商取引法、景品表示法、消費者安全法に関すること。
・島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に関すること。
・島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画に関すること。
・犯罪被害者等支援総合窓口等に関すること。

Ⅲ．令和３年度事業概要

ＮＰＯ活動推進室

１　しまね社会貢献推進事業

（１）目　　的

個人や企業等からの寄附金と県の拠出金で基金を造成し、これを財源としてＮＰＯ法人及びその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援する事業を実施し、県内の社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図る。

（２）事業概要

①　しまね社会貢献基金造成事業

しまね社会貢献基金に寄附金を積み立てる。

②　県民いきいき活動促進事業

・団体活動支援事業

寄附者が支援を希望したＮＰＯが企画・実施する事業を支援する。

・寄附者設定テーマ事業

寄附者の希望を踏まえて設定したテーマ（分野）に基づき、ＮＰＯが企画・実施する事業を支援する。

③　制度推進事業

基金制度の広報や基金の管理運営を行う。

④　協働推進事業

鳥取・島根両県共通の課題解決に資するモデル的な協働の取組を段階的に支援する。

（３）予 算 額　　２１，０７１千円

２　県民との協働のための環境づくり事業

（１）目　　的

ＮＰＯや企業など様々な主体との協働を推進するため、協働しやすい環境を醸成する。

（２）事業概要

①　協働推進員の配置

県庁各課・地方機関等にＮＰＯ等との協働の窓口としての協働推進員を配置するとともに、ＮＰＯ活動推進室で協働事業に関する相談を受け、調整を行う。

②　県民いきいき活動促進委員会の開催

県民いきいき活動を促進するとともに、協働を推進するための意見聴取を行うために委員会を開催する。

③　行政職員ＮＰＯ研修会

ＮＰＯと行政の協働を推進していくため、県職員や市町村職員等を対象とした研修を実施する。

（３）予 算 額　　６６８千円

３　活動団体の自立促進と活性化事業

（１）目　　的

地域が抱える課題の解決に自主的、自発的に取り組む団体の活動がより活発化し、より良い地域づくりを展開できるよう、ＮＰＯの基盤強化や人材の育成支援、情報提供等を行い、団体の活動基盤整備を図る。

（２）事業概要

① 普及・啓発事業

・各種情報の収集・提供

ホームページや機関誌を通じて、活動助成情報や各種イベント情報、活動紹介など、関係団体、機関に対する情報を提供する。

・県民いきいき活動顕彰事業

ボランティア団体、ＮＰＯ法人、企業、学生等が行う県民いきいき活動のうち、特に先駆的なもの、地域貢献度の高いものなどを顕彰する。

② ＮＰＯ基盤強化事業

持続して安定した活動ができる組織体制となるよう、ＮＰＯの基盤強化のための研修を実施する。

③ 人材の育成支援等事業

・ＮＰＯ実務者研修

会計、労務管理、情報発信など、ＮＰＯの組織運営力の強化及び団体スタッフのマネジメント能力向上のための研修を実施する。

・専門相談の実施

会計、税務、労務管理、事業運営の専門相談員を委嘱し、活動団体の相談に応じる。

④ 自立促進事業

・ＮＰＯ法人認定等審査事務事業

ＮＰＯ法人の認定・特例認定審査事務の一部をＮＰＯ法人会計基準を熟知する専門家に委託する。

⑤ 県民活動拠点整備事業

地域づくりやボランティア等の社会貢献活動を希望する県民が活動しやすい環境をつくるために、しまね県民活動支援センターの運営費を助成することにより、様々な分野の活動を総合的・横断的に支援する。

⑥ ＮＰＯポータルサイト運営事業

しまね社会貢献基金制度のＰＲやＮＰＯ等の情報発信を推進するため、しまね県民活動支援センターに専任スタッフを配置し、県社会福祉協議会等と連携して、県民活動応援サイト「島根いきいき広場」を運営する。

⑦ ＮＰＯ活動総合支援融資制度事業

資金調達の手段が限られているＮＰＯ法人に対し、県が金融機関と協調し預託する方法で、低金利融資を行うことによって、ＮＰＯ法人の資金調達を支援する。

（３）予 算 額　　３１，２２６千円

消費とくらしの安全室（消費者センター）

１　消費者行政の推進

（１）目　　的

関係機関と連携し、消費者利益の擁護・増進のための施策や事業者の指導取締等を効果的・効率的に推進することにより、県民の消費生活の安定及び向上を図る。

（２）事業概要

①　国、市町村その他の機関との連絡調整

②　消費生活審議会の開催

③　消費生活協同組合の運営状況の検査及び指導

④　不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法、島根県消費生活条例等に基づく調査・指導取締

（３）予 算 額　　４，５７４千円

２　消費者啓発・消費者教育の推進

（１）目　　的

消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等の啓発並びに学校、地域等での消費生活に関する教育を推進し、消費者の自立を支援する。

（２）事業概要

①　ラジオ・新聞・ホームページ・ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）等による消費者被害の未然防止やトラブルの早期解決に関する啓発、情報提供

②　外国人住民向けの多言語対応の啓発・情報提供

③　消費者問題出前講座の実施（対面・オンライン）

④　消費者リーダー育成講座の開催（対面・オンライン）

⑤　学校における消費者教育の推進

⑥　エシカル消費の普及・啓発

⑦　消費者団体の活動支援

⑧　金融広報等の実施

（３）予 算 額　　７，２９８千円

３　消費者相談苦情処理事業

（１）目　　的

商品の購入やサービスの提供に関して、消費者と事業者との間に生じた苦情相談に応じ、その解決と消費者の被害救済にあたる。

（２）事業概要

①　消費生活相談員による苦情相談への対応及びその解決と消費者被害の救済

②　指定消費生活相談員による市町村消費生活相談業務への支援

③　（公財）しまね国際センターとの連携による多言語対応消費生活相談の実施

④　消費者から苦情のあった商品等の各種専門機関への検査依頼

⑤　各市町村、各都道府県、消費者庁、国民生活センター等との連携

【相談件数の推移】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3,878	3,535	3,334	3,204	3,923	3,428	3,003

※参考　令和２年度（４～12月）2,542件（前年同期2,295件）

【相談窓口】

<table>
<tr><td rowspan="2">消費者センター
（松江）

消費生活相談員
７名（指定消費生活相談員を含む。）</td><td>〒690-0887　松江市殿町８番地３
島根県市町村振興センター（５Ｆ）</td><td>Tel(0852)32-5916
Fax(0852)32-5918
メールによる相談
（メール相談は24時間受付、確認は月～金曜日午前8時30分～午後５時。休日、年末年始は除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">午前８時30分～午後５時（土曜日、休日、年末年始は除く。日曜日は電話相談のみで、午前８時30分～正午、午後１時～５時）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消費者センター
石見地区相談室
（益田）
消費生活相談員
２名</td><td>〒698-0007　益田市昭和町13-1
島根県益田合同庁舎（２Ｆ）</td><td>Tel、Fax
(0856)23-3657</td></tr>
<tr><td colspan="2">午前８時30分～午後５時（土曜日、日曜日、休日、年末年始は除く。正午～午後１時は休み。ただし電話は松江につながる。）</td></tr>
</table>

（3）予 算 額　２６，０４６千円

４　島根県消費者行政推進・強化事業

（1）目　　的

県及び市町村の消費者相談体制の充実、消費者被害の防止、消費者の自立に向けた事業に取り組むことにより、消費者行政の強化を図る。

（2）事業概要

①　市町村の基礎的な取組に対する支援

ア　レベルアップ研修参加支援事業

イ　巡回訪問事業

②　地域社会における消費者問題解決力の強化

ア　地域見守りネットワーク構築の推進

イ　消費者教育人材育成事業

ウ　消費者市民社会普及啓発事業

エ　消費者活動のネットワーク化の支援

オ　明日への消費者活動支援事業

カ　法執行強化事業

③　重要消費者政策への対応

ア　若年者消費者教育研修支援事業

イ　消費者教育コーディネーターの配置、学校の授業における外部講師活用

（3）予 算 額　２７，４７２千円

５　犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

（1）目　　的

「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、安全安心まちづくりに関する次の事業の実施により、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

（２）事業概要

① 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間(毎年10/11～10/20)における広報啓発事業の実施

② 犯罪のない安全で安心なまちづくり啓発ポスターコンクールの実施

③ 地域防犯ボランティア交流会の開催

④ 優良防犯団体表彰

⑤ 子ども・女性みまもり運動等への登録促進による自主的活動の推進

⑥ 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会を通じた情報共有や連携の促進

⑦ 犯罪被害者等支援に関する広報啓発の実施

⑧ 犯罪被害者週間(毎年11/25～12/1)における広報啓発事業の実施

（３）予 算 額　　２，４０３千円

人権同和対策課

Ⅰ．事　業　方　針

「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）」に基づき、学校や家庭、職場、地域など、あらゆる場において様々な人権問題を視野に入れた人権教育・啓発を積極的に推進し、一人一人の個性、違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざした取組を進めていく。

また、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決に向け、関係機関及び関係団体と連絡調整等を行っていく。

Ⅱ．組織及び所掌事務

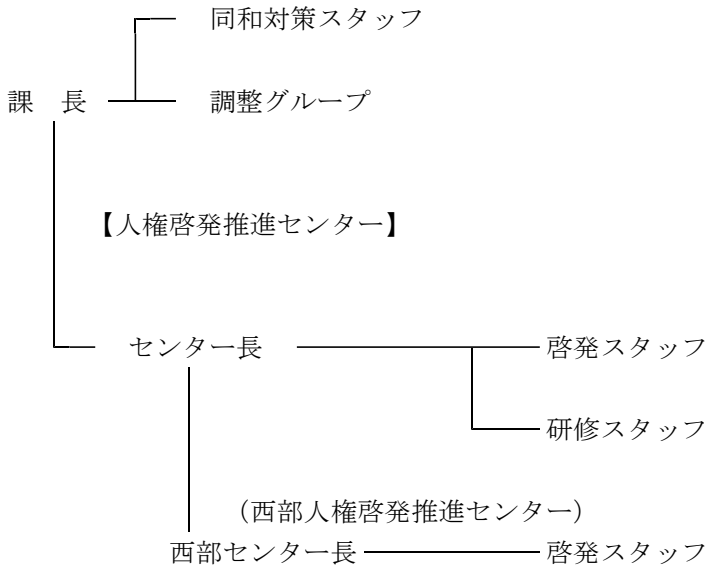

〈所掌事務〉

○同和対策スタッフ

・同和対策の推進及び連絡調整に関すること。

○調整グループ

・人権施策の推進及び調整に関すること。

・地方改善施設整備及び隣保館等の運営指導に関すること。

○人権啓発推進センター

・人権問題に関する啓発・研修等に関すること。

Ⅲ．令和３年度事業概要

１　人権施策調整事務

（１）目　　的

「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定)」に基づき、県の人権施策の推進を図るため、有識者や庁内関係課による会議等を開催し、施策の調整を行う。

（２）事業の概要

①　「島根県人権施策推進協議会」、「島根県人権施策推進会議」の開催

②　国・市町村等関係機関との協議

③　インターネットモニタリング研修の実施

④　人権問題に関する県民意識調査の実施

（３）予 算 額　　１，６２２千円

２　人権啓発事業

（１）目　　的

「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定)」に基づき、県民の人権問題に関する理解と認識を深め人権意識の高揚を図るため、各種の人権啓発事業を実施する。

（２）事業の概要

①　「しまね人権フェスティバル2021」の開催

同時開催「人権を考える県民のつどい」

期日：10月24日（日）

場所：雲南市加茂文化ホールラメール

内容：講演、人権啓発資料展示、ワークショップ等

②　人権啓発広報事業

広報誌「りっぷる」の発行

③　人権ユニバーサル事業

外国人の人権

④　図書・ビデオライブラリー資料の充実及び活用

幅広い人権課題を理解するための図書や視聴覚教材を充実させ、分かりやすい情報提供を行い、県民自らが講演会や研修会を開催できるようサポートする。

⑤　人権週間（12/4～12/10）啓発広報事業

島根スサノオマジックと連携・協力した人権啓発活動の実施

⑥　人権啓発ポスターの募集

児童・生徒からポスター作品を広く募集し、優れた作品について表彰するとともに、各イベント会場での展示、リーフレット等各種広報に活用する。

⑦　みんなで学ぶ人権事業

ア　実施主体　地域の住民により自主的に組織された県内の団体

イ　事業内容　次の全てを満たす事業を委託して実施する。

・事業主体が自ら企画立案して行う、人権意識向上を図るための事業

・広く県民の参加を募って実施される事業

・「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定)」の推進に資する事業

⑧　差別をなくす強調月間（7/12～8/11）啓発広報事業

⑨　地域別啓発事業

ア　実施主体　県内全市町村

イ　事業内容　人権の花運動、講演会、研修会等開催

（３）予 算 額　１６，２０７千円

３　人権研修事業

（１）目　　的

県民の同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題に関する理解と認識を深めるため、各種の研修事業を実施し、また、民間での取組を推進する。

（２）事業概要

①　研修会の開催

ア　人権・同和問題職場研修推進員研修

県が各職場に配置する人権・同和問題職場研修推進員に対し研修を実施

イ　地域別新規採用職員等人権・同和問題研修

県の新規採用１年目・２年目の職員等に対し研修を実施

ウ　地域行政関係者人権・同和問題研修

県・市町村の行政関係者に対し研修を実施

エ　ハンセン病療養所訪問研修を実施

②　研修講師の派遣

自治研修所・市町村・企業・各種団体等が主体となって行う人権・同和問題啓発研修へ講師を派遣

③　しまね人権尊重のまちづくり推進事業

人権研修等に主体的に取り組む企業・団体等を会員として情報交換等を行う場（しまね人権プラットフォーム）を設け、県が会員の人権尊重の取組を支援すること等により、すべての県民の人権が尊重されるまちづくりを推進

（３）予 算 額　２４，８０６千円

４　人権啓発指導者養成事業

（１）目　　的

各地域における人権啓発の推進を図るため、市町村職員及び各種団体の指導者等を対象に研修を行い、資質と実践力を高める。

（２）事業概要

①　社会人権教育・啓発基礎講座

市町村担当職員等に対し研修を実施

②　社会人権教育・啓発専門講座

市町村担当職員等に対し研修を実施

③　社会人権教育・啓発隠岐講座

隠岐地域の町村担当職員等に対し研修を実施

④　人権教育地域中核指導者養成講座

専門講座及び隠岐講座の修了者で、市町村等の推薦のあった者に対し研修を実施

⑤　人権教育地域中核指導者連絡協議会

地域中核指導者養成講座修了者等に対し研修を実施

⑥　人権教育公民館等関係者研修

公民館等社会教育施設職員等に対し研修を実施

⑦　人権・同和問題を考える女性の集い

女性団体会員を対象とした研修を実施

⑧　同和問題青年団体研修

青年団体会員を対象とした研修を実施

（３）予 算 額　　１，６３４千円

５　隣保館運営等事業

（１）目　　的

市町村が実施する隣保館運営事業等への支援を行うことにより、人権・同和問題の速やかな解決を図る。

（２）事業概要

①　隣保館運営等助成事業

市町村が行う隣保館運営及び広域隣保活動に対し、経費の一部を助成する。

②　隣保館職員研修

隣保館における相談援助技術の向上、隣保館運営の充実等を図るため、隣保館職員、市町村担当職員に対して研修会を開催する。

（３）予 算 額　４９，８６３千円

６　同和対策調整事務

（１）目　　的

同和問題の解決に向けた取組が「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）」に沿って効果的、計画的に実施されるよう、市町村及び同和問題の解決に向けて取り組む機関・団体との連絡調整等を行う。

（２）事業概要

①　市町村に対し事業の調整及び助言を行う。

②　県民への啓発事業を行っている運動団体に対し事業費・事務費を助成する。

（３）予 算 額　　６，０２６千円

７　人権相談事業

（１）目　　的

人権啓発推進センター及び西部人権啓発推進センターに人権相談窓口を開設し、様々な人権相談に対応する。

（２）事業概要

相談窓口開設

相談時間：電話・面接　　月曜～金曜　8：30～17：15（祝日、年末年始を除く）

文書・Ｅメール　随時受付

文化国際課

Ⅰ．事　業　方　針

地方においてもグローバル化が急速に進む中、県民が国際理解を深め、国際的な感覚を養う機会を増やしていく必要がある。このため、国際交流推進の施策として、外国人住民との共生を目指す事業、研修生などの受入による国際貢献・協力を推進する事業、さらに友好提携等を行っている北東アジア地域などとの多様な交流により次世代を担う人材を育成する事業などを行う。

文化芸術振興の施策としては、県民一人一人が暮らしの中で潤いや心の豊かさを実感し、次代の文化を支える人材を育成するために、国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会を充実させるとともに、伝統的な文化芸術の継承や新たな文化芸術の創造を通じて、県民の多彩で自発的な文化芸術活動をより活発化させ、県民自らが文化芸術活動に参加する文化的土壌と機運を醸成する。

Ⅱ．組織及び所掌事務

〈組　織〉

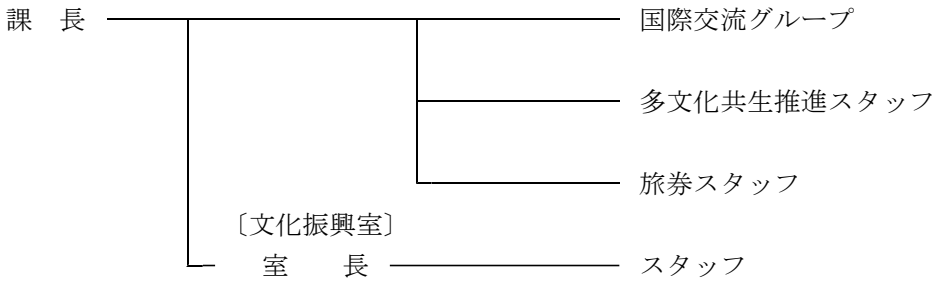

〈所掌事務〉

○国際交流グループ

・予算・庶務に関すること。
・ＪＥＴプログラムに関すること。
・国際協力・国際貢献に関すること。
・北東アジア地域自治体との連携に関すること。
・北東アジア地域との交流に関すること。
・次世代人材育成のための青年派遣・交流事業に関すること。
・民間国際交流・友好団体等の支援に関すること。
・国際ネットワークの構築に関すること。
・（公財）しまね国際センターに関すること。
・（一財）自治体国際化協会島根県支部に関すること。
・（独）国際協力機構等との連携に関すること。
・外郭団体及び公益法人への指導・監督に関すること。

○多文化共生推進スタッフ

・外国人住民との共生に関すること。
・（公財）しまね国際センターに関すること。

○旅券スタッフ

・旅券に関すること。

○文化振興室

・予算に関すること。
・文化行政に関する企画及び調整に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く）。
・文化芸術の振興に関すること。
・島根県立美術館に関すること。
・島根県芸術文化センターに関すること。
・島根県民会館に関すること。
・（公財）しまね文化振興財団に関すること。
・公益信託しまね文化ファンドに関すること。
・外郭団体及び公益法人への指導・監督に関すること。
・島根県文化芸術振興条例に関すること。

Ⅲ．令和３年度事業概要

１　外国青年招致事業

（１）目　　的

地方自治体が総務省、外務省及び文部科学省の協力の下に実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業（ＪＥＴプログラム）」によって、県内に94名の外国青年を招致し、地域の国際化、国際理解の推進と語学教育の充実を行う。

（２）事業概要

①　外国青年招致の体制整備

県内任用団体の取りまとめ団体として、ＪＥＴプログラム参加者を対象とした質の高い研修の実施やきめ細やかなカウンセリング体制を整備

②　国際交流員の招致

ＪＥＴプログラムを活用して国際交流員を任用し、通訳業務、翻訳業務、海外理解講座の開催などを通じて県民の国際理解・国際交流を推進

【交流員の内訳】　英語圏　　１名
中国　　２名
韓国　　１名
ロシア　　１名
ブラジル　　１名（多文化共生事業担当）
ポーランド　１名　　計７名

③　国際ネットワークの形成

県内に滞在していた外国人とのネットワークを形成し、世界に島根の情報を発信

（３）予 算 額　　２６，８７４千円
※ブラジル国際交流員の予算は、多文化共生推進事業に含む

〔外国青年招致者数〕

（人）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
国際交流員	24	23	19	20	19	20	20	19	24	26	29	29	30	27
外国語指導助手	69	66	64	60	60	58	59	62	63	60	63	66	68	67
計	93	89	83	80	79	78	79	81	87	86	92	95	98	94

（予定）

２　多文化共生推進事業

（１）目　　的

県内の外国人住民数は約８千９百人であり、外国人住民が安心して暮らすことができる生活環境づくり、外国人住民と地域住民が共に支え合う地域づくりを推進する。

（２）事業概要（主な業務は、(公財）しまね国際センターへ委託）

①　日本語学習の環境整備

ア　日本語教室支援事業（日本語教室ＭＡＰ作成）

イ　やさしい日本語普及事業

ウ　日本語ボランティアによる地域訪問型・企業訪問型の日本語教室を開催

②　多言語による相談体制の充実（ワンストップ型相談窓口の設置）

ア　英語、中国語、タガログ語に加え、ポルトガル語、ベトナム語による生活相談体制を整備（ポルトガル語は２名体制）

イ　医療通訳の養成・確保

ウ　専門家（弁護士・臨床心理士）との連携体制づくり

③　外国人地域サポーターの配置
④　外国人住民向け多言語による消費生活相談・啓発事業を実施
⑤　外国人住民への情報発信強化（SNSを活用した情報伝達を実施）
⑥　災害時外国人サポーター養成講座の開催
⑦　市町村との連携による多文化共生イベント・セミナーを開催
⑧　ブラジル人国際交流員を配置

（3）予 算 額　　３３，２３８千円

〔外国人住民数〕

（各年12月末現在、文化国際課調べ）（人）

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
5,639	5,746	5,695	5,425	5,343	5,301	5,707	6,280	6,779	7,689	8,875	8,856	8,917

※平成 23 年以前の数値は外国人登録者数

３　国際海外協力事業

（1）目　　的

本県が交流を進めている地域の研修員又は島根県から海外に移住した者の子孫等を受け入れ、県内企業等において研修を実施することで、相互の国際協力・国際理解の促進を図るとともに、当該国・地域の発展に寄与する。

（2）事業内容

ブラジル等から日系研修員の受け入れを行う

①　個別長期研修（１名）
研修分野：日本社会におけるビジネススキルの習得及び日系アイデンティティの涵養

②　集団短期研修（１～３名）
研修分野：日系アイデンティティの涵養を通じた日系団体の活性化

（3）予 算 額　　２，３０１千円

〔海外技術研修員等受入数〕

（人）

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1	2	1	2	1	1	2	2	2	1	1	7	0	4

（予定）

４　北東アジア地域との交流事業

（1）目　　的

友好関係にある北東アジア地域自治体との伝統文化・芸能の公演・交流活動、青年交流活動等や、北東アジア地域自治体連合（以下、ＮＥＡＲ）との協働を行うことによって、北東アジア地域自治体等との友好関係の強化とネットワークづくりを推進する。

（2）事業概要

①　北東アジア国際文化パレット
ロシア沿海地方との友好交流30周年記念事業（コンサート、文化講座等）の実施

②　相互訪問団派遣・受入
友好交流提携先との友好関係の強化

③　ＮＥＡＲ活動への参加
総会（ロシア・サハ共和国）への参加、ＮＥＡＲ事務局における日本側自治体との連絡調整業務の実施

④　民間交流の支援（韓国との交流）

韓国慶尚北道との行政間交流が途絶えている中、民間交流の支援によって地域レベルでの多彩な交流を促進

（3）予 算 額　　２０，１９４千円

＜島根県が友好提携等を結ぶ自治体＞

韓国慶尚北道、中国寧夏回族自治区、中国吉林省、ロシア沿海地方

＜北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）＞

1991（平成３）年度に島根県で開催された「北東アジア地域自治体会議」が契機となって1996年に設立した国際機関。

加盟自治体は、日本、韓国、北朝鮮、中国、ロシア、モンゴルの６カ国計78自治体

５　次世代人材育成のための青年派遣・交流事業

（1）目　　的

本県が友好提携を締結している北東アジア地域自治体や、ＮＥＡＲと協働して青年による交流事業を実施することによって、北東アジア地域の将来を担う若い世代の国際感覚を養い、北東アジア諸国に対する理解と親善を深める。

（2）事業概要

①　交流の翼事業（島根プログラム）

・期　日　８月
・場　所　島根県内
・参加国　日本、韓国、中国、ロシアほかＮＥＡＲ加盟自治体等
・人　数　島根県及び北東アジア地域自治体等の青年21名

②　交流の翼事業（寧夏プログラム）

・期　日　８月
・場　所　中国寧夏回族自治区（予定）
・参加者　島根県からの参加者約５名、その他寧夏回族自治区の青年、寧夏回族自治区が友好提携をする諸地域（韓国など）の青年計約30人

（3）予 算 額　　８，３７５千円

６　旅券事務

（1）概　　要

旅券法(昭和26年11月28日法律第267号)の定めによる事務

（2）予 算 額　　２３，３５８千円

〔一般旅券発行状況（1月～12月)〕

(件)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
12,361	11,984	12,100	9,582	9,001	8,577	9,782	10,316	11,119	11,484	2,832

文化振興室

１　県民文化祭開催事業

（１）目　　的

県民文化祭は、広く県民によって企画運営され、多くの県民が参加し創り上げることによって、多彩でいきいきとした島根の文化芸術を創造し、県民の暮らしに潤いと活力をもたらすことを目的とする。また、将来の文化芸術活動を担う人材を育成・確保するため、広く若者を取り込んだ文化祭とする。

（２）事業概要

①　実施主体　島根県文化団体連合会・文化芸術団体

②　事業内容

ア　文化芸術次世代育成支援事業（文化芸術団体が学校等で行うワークショップと公演）

イ　県総合美術展（県展）

ウ　特別参加展(硬筆アート展)

エ　文芸作品公募（「島根文芸」の発刊）

オ　しまね文芸フェスタ

カ　共催事業（文化芸術団体が行う県民文化祭の趣旨に沿った文化芸術事業）

（３）予 算 額　　１４，３１１千円

２　文化に関する業績顕彰及び奨励

（１）概　　要

県文化奨励賞

本県の文化の発展に貢献することが期待され､活動を奨励するにふさわしいものを顕彰する。

（２）予 算 額　　１７０千円

３　県立美術館事業

（１）目　　的

平成11年３月に開館した県立美術館において、常設・企画展の実施、教育・普及活動、調査研究等の美術館活動を推進することにより、県民の文化活動の拠点とする。

また、指定管理者であるＳＰＳしまねグループが、施設・設備の維持管理や広報・利用促進等を実施する。

なお、令和３年度は、施設の整備のため５月下旬から施設を休館する予定。

（２）事業概要

①　展覧事業

ア　企画展

4/2　～　5/24　　生誕100年　回顧展　石本正

イ　常設展

洋画、日本画、版画、工芸、写真、彫刻等の分野別にテーマを定め、５つの展示室を使い、収蔵美術品を公開する。

②　教育普及事業

企画展関連講演会やワークショップ、ギャラリートーク等を実施し、芸術文化に親しむ機会を提供するとともに、芸術活動を支援する。

（３）予 算 額　３６７，２４７千円

〔入館者状況〕

（単位：千人）

年　　度	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
入館者数	２２９	２０４	３６０	２６８	１０３

（令和3年3月31日現在）

４　芸術文化センター事業

（１）目　　的

平成17年10月に開館した島根県芸術文化センター「グラントワ」において、県の芸術文化や石見地方における地域振興を図る拠点施設として、優れた芸術文化に親しむ機会を提供し、施設の特徴を活かした事業を実施する。

なお、令和３年度は、施設の整備のため11月初旬から大小ホール等の利用を休止する予定。

（２）事業概要

①　石見美術館事業

ア　企画展

(3/20) ～5/16　　ファッション イン ジャパン 1945-2020

7/3 ～ 8/30　　杉浦非水

9月頃～11月頃　　河合寛次郎と島根の民芸

イ　常設展

「森鷗外ゆかりの作家の作品」、「ファッション」、「石見の美術」を中心に収集した作品を、１ヶ月～３ヶ月ごとに展示替えを行いながら３つの展示室で公開する。

ウ　教育普及事業

企画展や常設展の内容について、県民の興味、関心を育み、理解を促す講演会やギャラリートーク、ワークショップ等を行う。

②　いわみ芸術劇場事業

指定管理者が劇場での多様な文化事業、文化団体の文化活動に対する支援・育成事業等を実施する。

（３）予 算 額　４４９，２７５千円

〔入館者状況〕

（単位：千人）

年　　度	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
入館者数	４２１	３５９	３８４	３６８	１５５

（令和3年3月31日現在）

５　島根県民会館事業

（１）目　　的

県民会館のより一層効率的な活用を図るため、指定管理者により文化事業、文化団体等の文化活動に対する支援・育成事業等を実施する。

（２）事業概要

①　実施主体　（公財）しまね文化振興財団

②　文化事業の内容

ア　鑑賞事業の企画及び実施

イ　育成事業の企画及び実施

ウ　創造事業の企画及び実施

③　芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

④　県民、文化芸術団体、公立文化施設の文化芸術活動に対する支援に関する業務

⑤　貸しホール、貸し会議室、有料駐車場等施設の運営
⑥　施設、物品の管理

（3）予 算 額　２６２，６０３千円

６　県立美術館整備事業

（1）目　　的

多数の県民が利用する建物である県立美術館について、震災時における安全確保のため耐震改修等を行う。

（2）事業概要

・ロビー天井の耐震改修、空調・照明等設備の工事を行う。
・上記工事に伴い、令和３年５月下旬から令和４年５月（予定）まで休館予定

（3）予 算 額　　１，４０９，２３０千円

７　芸術文化センター整備事業

（1）目　　的

多数の県民が利用する建物である芸術文化センターについて、震災時における安全確保のため耐震改修や収蔵庫の増設等を行う。

（2）事業概要

・ホール天井の耐震改修や施設の空調・照明等設備の工事、施設内に収蔵庫の増設工事を行う。
・上記工事に伴い、施設の一部（大小ホール及び大ホールホワイエ）を令和３年１１月初旬から令和５年３月まで利用休止予定

（3）予 算 額　２９８，８４８千円

スポーツ振興課

Ⅰ．事　業　方　針

本県におけるスポーツ振興の施策は、島根県スポーツ推進計画（令和２年３月第２期計画策定）に基づき推進しており、目指す姿は、それぞれのレベルで自主的に元気はつらつとした県民のスポーツ活動が展開されるとともに､そうしたスポーツ活動が地域づくりの中で重要な位置を占めていくことである。

地域においては、身近なスポーツ施設において、子どもたちや高齢者、障がいのある人など多くの人が、気軽にスポーツに親しむ（する）とともに、機会や場面に応じてスポーツを見たり、支えたりしながら仲間と積極的に交流を深め、地域づくりとスポーツの推進を一体で進めることである。

競技スポーツにおいては、ジュニアから社会人までアスリートを目指す選手が、指導者とともに技能を高め記録を競い合うとともに、地域に支えられ、励まされ、その活躍によって地域に元気を与えていくことである。

とりわけ、他の都道府県よりも早くから人口減少・少子高齢化に直面している本県において、スポーツにより次代を担う子どもたちを育み、希望を持つ若者や健康で活躍する高齢者を増やす必要があることから、「すべての県民がスポーツに関わり、スポーツの力で楽しく健康で生き生きと暮らせる島根」を目指した施策を展開していく。

また、令和12年(2030年)第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会聖火リレーの準備を進めながら、これら大会への機運醸成を図る。

Ⅱ．組織及び所掌事務

〈組　織〉

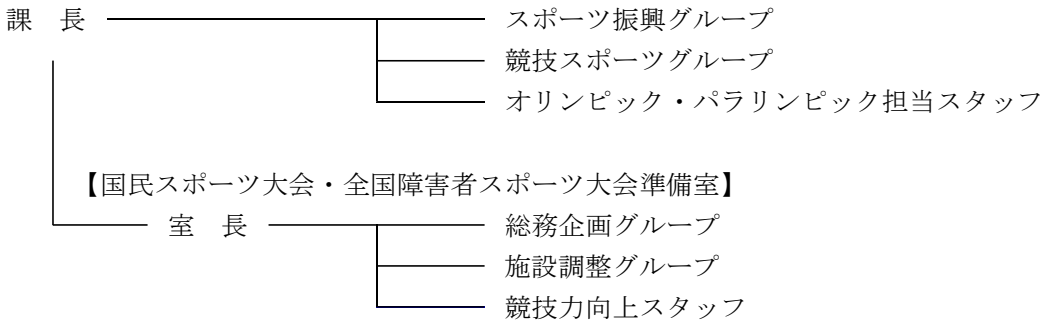

〈所掌事務〉

○スポーツ振興グループ

・生涯スポーツの推進に関すること。
・障がい者スポーツに関すること。
・しまねスサノオマジックの支援に関すること。
・島根県スポーツ推進計画に関すること。
・島根県スポーツ推進審議会に関すること。
・島根県スポーツ振興基金に関すること。
・(公財) 島根県体育協会に関すること。
・(公財) 島根県障害者スポーツ協会に関すること。
・県立武道施設に関すること。
・県立体育施設に関すること。
・はつらつ体育館に関すること。

○競技スポーツグループ

・競技力向上対策に関すること（室の所掌に属するものを除く。)。
・国民体育大会に関すること。
・島根県スポーツ推進計画（競技スポーツ）に関すること。

○オリンピック・パラリンピック担当スタッフ

・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。

【国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室】

○総務企画グループ

・準備委員会、常任委員会の運営に関すること

○施設調整グループ

・競技会場地の選定、市町村との調整、施設整備計画作成に関すること。

○競技力向上スタッフ

・競技力向上対策本部及び専門部会の運営、競技力向上計画の進行管理に関すること。

Ⅲ．令和３年度事業概要

１　生涯スポーツ推進事業

（１）目　　的

広域スポーツセンターを中心に総合型地域スポーツクラブ、市町村などの関係組織と連携し、各地域のスポーツ活動の取組を支援することにより、生涯スポーツの推進を図る。

（２）事業概要

①　広域スポーツセンター運営事業

②　地域で取り組む生涯スポーツ推進事業

③　スサノオマジックを活用した地域振興事業

（３）予 算 額　　３８，６５７千円

２　障がい者スポーツ振興事業

（１）目　　的

島根県障がい者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会の中四国予選・本大会への選手派遣等を通じて障がい者スポーツの振興を図り、障がい者の社会参加を促進する

（２）事業概要

障がい者スポーツ振興事業

（３）予 算 額　　４２，７０１千円

３　県立体育施設管理運営事業

（１）目　　的

スポーツの振興を図るため、県立体育施設の管理運営、幅広い年齢層を対象としたスポーツ教室の開催等を行い県民がスポーツに親しむ場を提供する。

（２）事業概要

県立体育施設（武道館、石見武道館、水泳プール、体育館、サッカー場）の指定管理者による運営

指定管理者：(公財）島根県体育協会

期　　間：令和２年度から令和９年度

（３）予 算 額　３７１，１０４千円

４　障がい者利用施設運営事業

（１）目　　的

障がい者の方が優先利用できる県立はつらつ体育館を管理運営し、障がい者スポーツの振興を図り、障がい者の社会参加を促進する。

（２）事業概要

県立はつらつ体育館の指定管理者による運営

指定管理者：(株)島根東亜建物管理

期　　間：令和２年度から令和６年度

（３）予 算 額　　１０，０１０千円

５　競技スポーツ普及強化推進事業

（１）目　　的

ジュニアから社会人までの各世代に必要な支援を行い、全国レベルで活躍する選手を育成し、県全体の競技力の底上げとレベルアップを図る。

（２）事業概要

① 国体選手強化

② 地域が輝くスポーツしまね推進プロジェクト

・競技団体が行う地域と一体になった普及・強化活動費を助成

・競技団体が行う指導者の招致や強化合宿開催等の競技力向上のための経費を助成

・県内でチーム人数の多い、又は地域を挙げて普及・強化に取り組んでいる７競技について西部・隠岐拠点校を指定し、県外遠征等を支援

（３）予 算 額　　４５，０４０千円

６　国民体育大会選手派遣事業

（１）目　　的

国民体育大会の県予選の運営を行う。また、中国ブロック大会・本大会への選手派遣を行う。

（２）事業概要

① 国民体育大会　県予選の運営

② 国民体育大会　中国ブロック大会（鳥取）への選手・役員派遣

③ 国民体育大会　第76回本大会（三重）、第77回冬季大会（栃木、秋田）への選手・役員派遣

（３）予 算 額　　９５，６５２千円

７　国民スポーツ大会開催準備事業

（１）目　　的

令和12(2030)年の開催を予定している国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に向けて、競技会場地や各種方針等の決定を行うとともに、広報活動等の実施により機運醸成を図る。

（２）事業概要

① 準備員会総会・常任委員会・専門委員会の開催

② 施設整備にかかる調査事業

③ 広報活動

（３）予 算 額　　３０，４５４千円

８　国民スポーツ大会競技力向上対策事業

（１）目　　的

令和12(2030)年の開催を予定している国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会における天皇杯・皇后杯の獲得に向け、計画的・戦略的に競技力の向上を図る。

（２）事業概要

① 競技団体の組織強化

・競技団体が作成する強化計画の立案を支援

② 選手の発掘・育成・強化

・未就学児や小学生を対象として、身近な運動遊びを通した運動への興味付けや習慣化の取組を実施

・小学生を対象として、トップアスリート派遣や競技体験会、初心者向けの教室を開催

・高校重点校指定競技や中学生指定競技の選抜選手の県外遠征を支援

・県外の強豪校を招請し、県内高校生との合同練習等を支援

・社会体育として強化活動が行われている競技の合同練習会や県外遠征を支援

・国体強化指定選手としての自覚や意識を高めるための研修会の実施

③ 指導者の育成・資質の向上

・専門的な指導ができる地域指導者を強化指定校等に配置し、部活動の指導を強化

・地域の人材を指導力のある指導者のもとに配置し、専門的な指導ができる地域指導者を養成

④　競技力向上のための環境整備

・普及活動や強化練習で使用する特殊で高額な競技用具を計画的に整備

・国体参加選手のコンディション調整等を行うコーチ・トレーナーの派遣

・競技団体や高校重点校等に対して、スポーツトレーナーやスポーツ栄養士などを派遣

・県外大会遠征に帯同するトレーナーを派遣し、選手へのサポートを実施

・大学等と連携し、身体能力等を科学的に計測・評価して効果的なトレーニングを実施

（3）予 算 額　　１７５，７０７千円

９　オリンピック・パラリンピック競技大会レガシー（遺産）創出事業

（1）目　　的

市町村が行うオリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致活動やキャンプを契機とした国際交流等を支援し、オリンピック・パラリンピック終了後も地域で継続した取組が行われるよう定着化を図る。

（2）事業概要

①　市町村が行うキャンプ誘致活動や誘致国との交流活動に要する経費の支援

［実施主体］

・ホストタウン登録市町村

・日本代表チームの合宿誘致に取り組む市町村

［助成上限額］

５年間（H30～R4(2018～2022)）で最大500万円

［助成率］1／3

②　オリンピック聖火リレーの企画

・聖火リレーの企画等を実施

（3）予 算 額　　８７，１１６千円

自然環境課

Ⅰ．事　業　方　針

本県は、豊かな自然に恵まれ、そこには多くの野生動植物が生息生育しており、四季折々の変化に富んだ多様な自然に親しむことができる。

この豊かな自然から、県民が将来にわたって様々な恵みを享受できるよう、県民共有の財産として良好な姿で将来の世代に引き継いでいく必要がある。

このため、山、川、海、湖など、それぞれの特性に応じた自然環境の保全や希少野生動植物の保護を通して生物多様性の確保に努めるとともに、自然公園や自然学習施設等を活用して、県民が身近に自然とふれあう機会を増やすことを目指す。

Ⅱ．組織及び所掌事務

〈組　　織〉

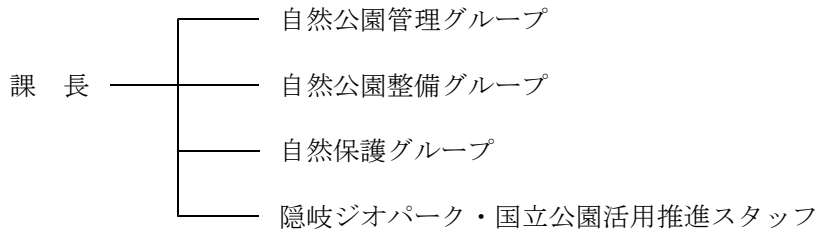

〈所掌事務〉

○自然公園管理グループ
- ・自然公園及び中国自然歩道の施設管理等に関すること。
- ・自然公園及び中国自然歩道の利用促進に関すること。
- ・三瓶自然館サヒメル等の管理運営に関すること。
- ・(公財）しまね自然と環境財団に関すること。
- ・(公財）ホシザキグリーン財団に関すること。
- ・予算・庶務に関すること。

○自然公園整備グループ
- ・自然公園及び中国自然歩道の施設整備等に関すること。
- ・しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業及び隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業の施設整備等に関すること。

○自然保護グループ
- ・自然環境保全地域に関すること。
- ・生物多様性と希少野生動植物（他課の所掌に属するものを除く。）の保護対策に関すること。
- ・外来生物（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- ・自然保護の普及啓発に関すること。
- ・自然保護ボランティアに関すること。
- ・三瓶小豆原埋没林の保存・活用に関すること。
- ・自然公園の公園計画及び許認可に関すること。
- ・自然公園の魅力アップ事業に関すること。

○隠岐ジオパーク・国立公園活用推進スタッフ
- ・しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業に関すること
- ・隠岐ユネスコ世界ジオパークの活用推進に関すること。

Ⅲ．令和３年度事業概要

１　自然公園の管理事業

（１）目　　的

大山隠岐国立公園、国定公園、県立自然公園の優れた自然とふれあう場を提供するため、自然公園施設の適正な管理を行う。

（２）事業概要

①　自然公園施設管理委託

県有の自然公園施設を清潔に保つとともに、安全で快適に利用してもらうため、歩道の除草、トイレの清掃・浄化槽管理等を市町村に委託する。

②　自然公園施設維持補修

県有の自然公園施設を安全・安心で快適に利用してもらうため、破損箇所等の補修や老朽化した施設の撤去を行う。

③　自然公園内施設整備事業

自然災害により歩道・法面の崩壊等が発生した自然公園内の施設の復旧を行う。

④　自然公園美化清掃交付金

自然公園内でも特に風致維持・景観保護を必要とする地域の美化清掃の適正な実施を図るため、自然公園が所在する市町村に美化清掃のための交付金を交付する。

（３）予 算 額　　１６，５６３千円

自然公園利用者数　　（単位：千人）

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
国　立	4,659	4,565	5,533	10,721	8,923	8,397	8,194	8,212	7,952	8,496
国　定	288	292	297	295	305	274	211	224	208	131
県　立	3,319	3,136	2,995	3,349	3,138	3,148	3,252	3,235	3,132	3,132
計	8,266	7,993	8,825	14,365	12,366	11,819	11,657	11,671	11,292	11,759

２　中国自然歩道の管理事業

（１）目　　的

中国自然歩道の沿線にある、豊かな自然や歴史、文化とふれあう場を提供するため、歩道及び路傍休憩施設等の適正な管理を行う。

（２）事業概要

①　中国自然歩道管理委託

県有の歩道施設及び路傍休憩施設を清潔に保つとともに、安全で快適に利用してもらうため、歩道の除草、トイレの清掃・浄化槽管理等を市町村に委託する。

②　中国自然歩道維持補修

県有の歩道施設及び路傍休憩施設を安全で快適に利用してもらうため、破損箇所等の補修を行う。

（３）予 算 額　　６，９１３千円

中国自然歩道利用者数　　（単位：千人）

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	476	500	488	551	552	626	526	537	504	503

３　三瓶自然館等の施設管理運営事業

（１）目　　的

国立公園三瓶山及びその周辺の豊かな自然の中に自然と親しむ場を確保し、あわせて自然環境に関する学習の機会を提供するため、関連施設の適切な管理運営を行う。

（２）事業概要

三瓶自然館（サヒメル）並びに附属施設である三瓶小豆原埋没林公園（さんべ縄文の森ミュージアム）については、(公財)しまね自然と環境財団を指定管理者とし、適切な管理運営を行った上で施設の利用促進を図る。また、島根の自然に関する調査研究、博物標本の収集、特別企画展の開催などを行い、自然と親しむ場、自然環境に関する学習の機会を提供する場として積極的運営を図る。

①　三瓶自然館の管理運営

②　三瓶小豆原埋没林公園の管理運営

③　三瓶自然館等の施設・設備修繕、三瓶小豆原埋没林の保存対策

（３）予 算 額　　３２１，７２６千円

三瓶自然館等利用者数　　（単位：千人）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
三瓶自然館	145	133	123	162	125	109	120	115	96	83	82
埋没林公園	30	28	25	26	22	21	21	18	16	18	14
計	175	161	148	188	147	130	141	133	112	101	96

※三瓶自然館は、令和元年11月11日から令和２年３月31日まで展示改修工事の実施により閉館。
両施設とも、令和２年４月11日から５月31日まで新型コロナウイルス感染症の影響により閉館。

４　隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業

（１）目　　的

平成２５年９月に世界認定（平成30年１月再認定）された隠岐ユネスコ世界ジオパークの活用推進の取組みを充実させて隠岐地域の活性化につなげるとともに、４年毎の再認定に向けた取組を推進する。

（２）事業概要

①　隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会によるガイド養成、広報等の支援

②　他のジオパーク等と連携した認知度向上のための取組を実施

③　子どもたちが隠岐諸島の魅力を知り、学ぶ体験学習を開催

④　隠岐ユネスコ世界ジオパークの再認定に向けた施設整備等を実施

⑤　隠岐の島町、海士町のジオパーク拠点施設、中核施設の整備を支援

⑥　令和３年10月に島根半島・宍道湖中海ジオパークで開催される日本ジオパーク全国大会を支援

（３）予 算 額　　８３，３０７千円

５　しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業

（１）目　　的

大山隠岐国立公園が「国立公園満喫プロジェクト」のモデル公園に選定されたことを契機に、快適な滞在環境を整備するとともに、島根の豊かな自然を核に神話、歴史、文化、食など魅力ある地域資源を活用して、県内の自然公園において国内外からの誘客を促進し観光振興・地域振興に寄与する。

また、令和３年度（2021年度）以降もプロジェクトを継続し、令和７年度（2025年度）までの全体事業計画「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム２０２５」に沿って取組を行っていく。

（２）事業概要

①　自然公園を活用した体験プログラムの拡充や、周遊促進などの取組を支援し、県内の自然公園への誘客を促進

② 国内外から誘客を促進するため、県内の自然公園の魅力を発信

③ 遊歩道、案内標識など安全･安心で快適に滞在できる環境を整備

（3）予算額　　１４４，５５０千円

6 市町村自然公園等施設整備支援事業

（1）目　　的

国立公園、国定公園及び中国自然歩道において、地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然と共生する社会づくりを図るため、市町村が行う自然公園施設並びに中国自然歩道施設の整備を支援する。

（2）事業概要

市町村が実施する施設整備に対して、交付金を交付する。

①自然環境整備交付金【国立公園】（交付対象事業費の50%に相当）

②　　〃　　【国定公園及び中国自然歩道】（交付対象事業費の45%に相当）

（3）予 算 額　　３０，３００千円

7 自然公園法・県立自然公園条例に基づく許可・認可等事務

（1）目　　的

自然公園の優れた風景地を保護するとともに、公園の利用者に、良好な状態の自然の風景地及び施設を利用してもらうため、自然公園内で行われる行為についての規制や、利用のための施設整備に関して承認又は認可を行う。

（2）事業概要

① 行為の許可

自然公園法及び県立自然公園条例に基づき、自然公園内で行われる行為について一定の規制を行うとともに、許可基準に適合するものについては許可する。

② 事業の認可等

自然公園法及び県立自然公園条例に基づき、利用のための施設を整備しようとする者に、執行の基準に照らし、適合するものについては認可等を行う。

③ 過去の実績

自然公園における年度別許可・届出・認可等の処理件数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
国定	13	10	7	17	14	7	3	8	7	7
県立	26	26	32	44	31	38	29	28	25	44
計	39	36	39	61	45	45	32	36	32	51

※国立公園に係る許可・届出事務は環境省が処理しており、本表には計上していない。

8 県民参加による自然保護活動事業

（1）目　　的

人口減少や高齢化等の影響により地域の担い手が減少するなかで、身近な地域の貴重な自然や自然公園等を住民自らが守り、活用、啓発する活動が持続可能になるように、市町村と連携して支援を行う。

（2）事業概要

① 自然公園等ボランティア支援事業

自然公園や中国自然歩道等の貴重な自然環境を有する地域で、熱意を持って保全活動を行っているボランティア団体、地域団体等と連携し、自然保護及び普及啓発活動を実施する。

② 自然保護ボランティア育成事業

自然保護意識の高揚を図るため、県民に対して自然解説及び自然観察指導ができる人材の養成を図る。

③　自然保護レンジャー事業

一般県民から幅広く募集して自然保護レンジャーを委嘱し、パトロールや自然保護活動を実施してもらうことにより、自然公園等の適正な保護と利用及び自然保護ボランティア活動の拡大を図る。

（3）予 算 額　　３，６２３千円

９　自然環境保全地域の保全事業

（1）目　　的

島根県自然環境保全条例に基づき、学術的に価値の高い優れた自然の存する地域として指定している「島根県自然環境保全地域」を、地域住民とともに適正に保全管理する。

（2）事業概要

①　事業内容

ア．地元保護団体への管理委託

保全地域の巡視、ゴミ・転石・風倒木の除去等の管理を委託する。

イ．自然保護指導員の配置

保全地域の自然環境保全状況及び動植物の保護状況等を監視するとともに観察者に対する適切な指導を行う。

ウ．地権者に対する優遇措置（地権者奨励金）

保全地域内の土地所有者に対する固定資産税相当額を奨励金として交付する。

②　指定地域

地　　域　　名	市町村名
六日市ｺｳﾔﾏｷ自生林自然環境保全地域	吉賀町
赤名湿地性植物群落自然環境保全地域	飯南町
ｵｷｼｬｸﾅｹﾞ自生地自然環境保全地域	隠岐の島町
西谷川(にしたにがわ)ｵｵｻﾝｼｮｳｳｵ繁殖地自然環境保全地域	安来市
女亀山(めんがめやま)自然環境保全地域	飯南町
三隅海岸自然環境保全地域	浜田市

（3）予 算 額　　９７８千円

10　自然保護のための情報収集・整理事業

（1）目　　的

自然環境の現況を把握し、自然環境を保全するための施策をより効果的に推進するために、国をはじめとする内外の関係機関と協力し、多種多様な野生動植物等に関するデータの収集を図るとともに、それらの施策を推進するため自然環境保全審議会等を開催し、国及び市町村や関係機関との連携協力のもとに展開する。

（2）事業概要

①　島根県自然環境保全審議会の開催・運営

自然環境の保全に関する重要事項の調査及び審議を行う。

②　自然環境データバンクの更新

県内の希少野生動植物の生息・生育情報等を収集・整理し、年度ごとに自然環境情報システムを更新する。

③　特定外来生物に関する情報収集・普及啓発

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」により指定された特定外来生物に関する情報を収集・整理するとともに、県民に対する普及啓発を行う。

（3）予 算 額　　３，８５９千円

11　しまねの希少野生動植物等普及啓発事業

（1）目　　的

レッドデータブック掲載種等希少野生動植物の調査・研究や保護対策を行うとともに、自然や生き物を守る大切さなどの普及啓発や情報発信を行い、自然保護や生物多様性の確保、環境保全に対する県民の意識・関心の向上を図る。

（2）事業概要

①　しまねの希少野生動植物等普及啓発

「島根県環境総合計画（しまね生物多様性地域戦略)」の策定に伴い、生物多様性の保全に関する普及啓発リーフレットを制作し広報する。また、県民の自然への関心度を向上させるため、生物多様性に関する動画を制作し放送により情報発信する。

②　希少野生動植物保護推進事業

平成22年３月に「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、個体の捕獲等を規制する「指定希少野生動植物」として「ダイコクコガネ(昆虫類)」、「オニバス(植物)」、「ミナミアカヒレタビラ（魚類)」、「カワラハンミョウ（昆虫類)」及び「ヒメバイカモ（植物)」を指定している。

これらの指定種に係る生息・生育環境の保全対策と新たな指定種に係る生息・生育状況調査及び普及啓発等を行う。

③　希少野生動植物情報収集調査

県民から情報が提供された際に、専門家と現地を確認し調査を行う。また、開発事業等でやむを得ず個体の生息地・生育地が改変される場合において、専門家等と現地調査や移植地等選定を行う。

④　河川・湖沼調査（魚類）

県内の二級河川を対象に魚類の生息状況・生息環境を把握するため昭和57年度から継続して実施している。

（3）予 算 額　　５，３３２千円

環境政策課

Ⅰ．事　業　方　針

地球規模での環境問題に関心が高まる中、豊かな自然と調和した生活環境は島根の強みであり、その持続可能な活用を進めることが、島根に暮らす人や訪れる人への魅力となって、島根創生計画が目指す「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現につながる。

環境問題の諸施策・諸課題を共有し、効果的、効率的な施策展開を図るために、令和３年３月に策定した「島根環境総合計画」では、「豊かな環境の保全と活用により、笑顔で暮らせる島根を目指す」ことを基本理念に、市町村、関係団体・ＮＰＯ等と連携・協働し、県民や事業者と共に取組を進めることとしている。

部内の自然環境課や廃棄物対策課のほか、庁内の関係部局とも連携し、この基本理念の実現に向け、諸施策に取り組む。

＜参考＞島根県環境総合計画（2021～2030年度）の施策体系

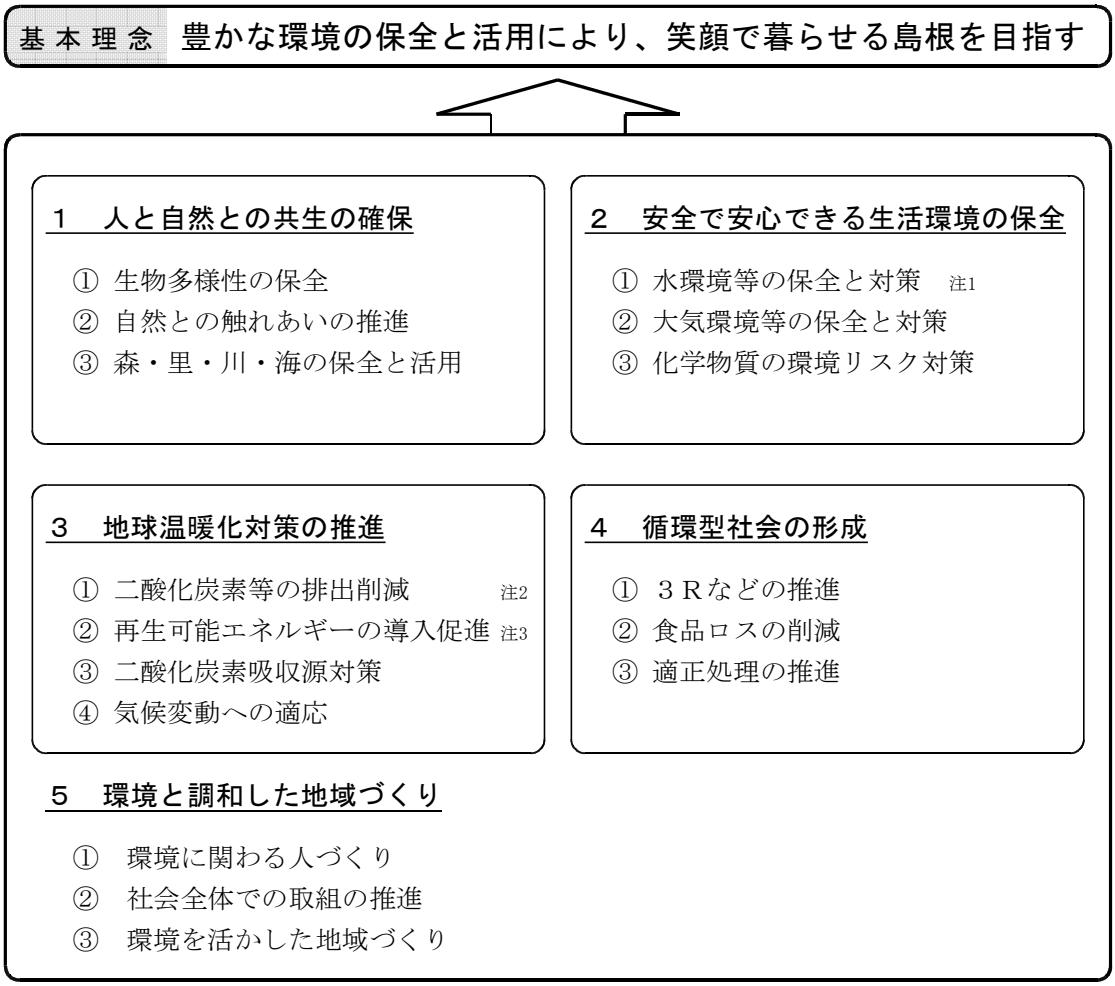

※島根県環境基本条例で規定する環境基本計画をベースに、法定７計画を盛り込んだ総合計画として策定
注1 「宍道湖・中海に係る湖沼水質保全計画（第７期）」と関連
注2　県事務事業における実行計画（環境にやさしい率先実行計画）を含む
注3 「島根県再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画（第２期）地域政策課所管」と関連

Ⅱ．組織及び所掌事務

〈組　織〉

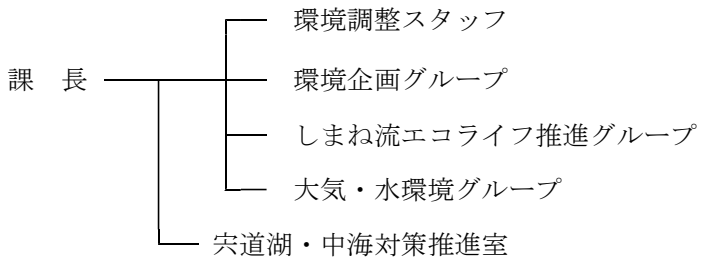

〈所掌事務〉

○環境調整スタッフ
- ・環境企画施策、環境保全施策の推進に関すること。
- ・環境行政に係る危機管理対応に関すること。

○環境企画グループ
- ・環境総合計画に関すること。
- ・環境にやさしい率先実行に関すること。
- ・環境マネジメントシステムの運営に関すること。
- ・島根県気候変動適応センターとの連携に関すること。
- ・しまね環境基金に関すること。
- ・予算、庶務に関すること。

○しまね流エコライフ推進グループ
- ・しまね流エコライフ推進事業に関すること。
- ・地球温暖化対策に関すること。
- ・循環型社会の推進に関すること。
- ・産業廃棄物減量促進基金に関すること。

○大気・水環境グループ
- ・大気汚染防止対策に関すること。
- ・アスベスト対策に関すること。
- ・フロン対策に関すること。
- ・騒音、振動及び悪臭の防止対策に関すること。
- ・公害紛争処理制度に関すること。
- ・環境影響評価制度に関すること。
- ・公共用水域の水質保全に関すること。
- ・地下水の水質保全に関すること。
- ・工場・事業場排水対策に関すること。
- ・土壌汚染及び地盤沈下に関すること。
- ・温泉に関すること。

○宍道湖・中海対策推進室
- ・湖沼水質保全対策の企画及び調整に関すること。
- ・宍道湖・中海の賢明利用推進に関すること。
- ・ラムサール条約に関わる普及・啓発に関すること。
- ・中海会議（中海の水質及び流動会議）の調整に関すること。
- ・宍道湖・中海湖沼水質保全計画に関すること。
- ・宍道湖・中海の調査研究に関すること。
- ・宍道湖・中海の環境保全の啓発に関すること。

Ⅲ．令和３年度事業概要

１　しまね流エコライフ推進事業

地球温暖化防止や循環型社会の形成をめざして、環境に配慮したライフスタイルやビジネスを実践するための取組を総合的に推進する。

（１）環境に関わる人づくり

①　環境教育への支援

・未就学児や小学生とその保護者にエコ講座等を開催

・産業廃棄物に関する環境教育を行う小中高校等に活動費を助成

・専門的な知識や経験を持った「しまね環境アドバイザー」を学校、自治会、企業等へ派遣

②　環境学習への支援

・３Ｒの理解促進に向けて廃棄物処理施設見学会や学習会を実施

③　県民の主体的な活動の支援

・環境ボランティア「島根県地球温暖化防止活動推進員」などの環境保全等に関心のある個人、「しまエコユースサポーターズ（大学等のゼミやサークル）」などの団体の活動を支援

・ＮＰＯ等の環境活動団体の活動支援及び連携・交流を促進

（２）社会全体での取組の推進

①　環境にやさしいライフスタイルの推進

・環境に配慮した活動に取り組む小売店などを「しまエコショップ」に登録し、店舗等と連携して環境にやさしい消費行動を促進

・各家庭での冷暖房を止めて街などに出かけることで家庭の消費エネルギーを削減する「クールシェア・ウォームシェア」の取組を推進

・住宅の省エネ化の促進に向けた消費者や建築業界等への普及啓発

・３Ｒの推進やプラスチックごみの削減に向けて環境フェア等で普及啓発

・食品ロス削減に向けたセミナー等による普及啓発

・エコな体験や地域での環境活動などについて広報

②　環境にやさしいビジネスの推進

・エコ経営相談やエコアドバイザー派遣等の実施により中小事業者の環境配慮型経営を支援

・循環資源を活用した「しまねグリーン製品」の認定及び認定製品の販路拡大を支援

③　自治体への支援

・市町村地球温暖化対策地域協議会が行う省エネ・３Ｒ活動を補助

・市町村担当職員等を対象とした研修会を開催

（３）管理費

・しまねエコライフ推進会議の運営、温室効果ガス排出量等の算定・分析

・廃棄物の排出・リサイクル等の状況と処理体制についての調査

・産業廃棄物減量税制度や３Ｒについての普及啓発

（４）予 算 額　　１２８，６６７千円

２　産業廃棄物減量促進基金事務

産業廃棄物減量税税収を産業廃棄物減量促進基金として積み立て、効果的、効率的な管理を行うとともに、その活用により再資源化の促進や環境教育、不法投棄防止対策等を実施する。

（１）産業廃棄物減量税を活用した事業の状況　　（単位：千円）

事業区分		令和元年度 決算額	令和２年度 ２月補正後額	令和３年度 当初予算額
事業者の再資源化等への支援		245,038	155,417	170,533
	試験研究機関での基礎研究	138,874	11,190	11,135
	事業者の技術開発への支援	6,011	19,487	27,000
	事業者の発生抑制への支援	10,311	12,446	11,243
	事業者の施設整備への支援	87,822	85,683	78,039
	事業者の販路開拓への支援	126,960	26,611	43,116
適正処理の推進		40,143	34,472	36,410
	不法投棄防止対策	24,822	26,622	27,581
	適正処理の推進	15,321	7,850	8,829
環境教育の推進		20,904	22,480	29,572
徴税費		3,491	3,318	3,130
計		309,576	215,687	239,645
税収等積立額（基金繰入）		200,640	158,687	172,314
基金残高(累計)		707,812	650,812	601,314

（２）予 算 額　　１７２，３１４千円

３　環境影響評価制度推進事業

環境影響評価法及び島根県環境影響評価条例に基づく環境影響評価実施案件について、公害の未然防止及び自然環境の保全を図るため、島根県環境影響評価技術審査会において適正な審査を行い、事業者に対して環境保全上の見地からの意見を述べる。

（１）環境影響評価法及び島根県環境影響評価条例該当案件の状況　　(件数R2.3現在)

種別／手続	道路 法	道路 条例	土地区画整 条例	火力発電所 法	原子力発電所 法	風力発電所 法	ごみ処理施設 要綱、条例	し尿処理施設 要綱、条例	飛行場 法	その他	合計
評価書終了	4	2	1(取下)	1	1	1(廃止)	3	1	（1）※1	1※2	15
手続継続中						5					5

〈注〉 ※１は鳥取県の案件で法８条・18条の意見を述べたもの。

※２は法律・条例対象外事業（河川改修事業）の調査計画書及び調査一次とりまとめに意見を述べたもの。

（２）予 算 額　　１，２８６千円

４　公害紛争処理対策事業

公害紛争処理法に基づく公害調停申請が提出された場合には、速やかに調停委員会等を設置し、事務局として紛争の迅速な解決を支援する。

（１）公害苦情件数の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件数	514	438	458	386	348	277	331	290	333	318

（２）予 算 額　　２７５千円

５　大気環境保全事業

県内の大気環境の常時監視及び発生源の監視・指導を行うとともに、有害大気汚染物質についても状況の把握を行い、県民の健康被害の未然防止及び生活環境の保全を図る。

なお、微小粒子状物質（PM2.5）については地域の特色に応じた効果的な微小粒子状物質対策の検討のため、常時監視項目の質量濃度の測定に加え、成分分析を行う。

また、オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出抑制を図るとともに、国の酸性雨対策事業と連携して、全国及び東アジア規模のモニタリング事業に参画することにより、地域における地球環境保全対策の推進を図る。

（１）大気環境監視事業

①　大気環境の常時監視

・県内各地に整備した大気環境測定局のデータをテレメータシステムにより集中監視する。

ア　監視センター

・保健環境科学研究所、県庁環境政策課、浜田保健所、松江市環境保全部

イ　測 定 局

一般環境大気	８局（松江【環境省】、安来、雲南、出雲、大田、江津、浜田、益田）
自動車排出ガス	１局（西津田【松江市】）
酸性雨	１局（隠岐【環境省】）

＊【　】内は設置者

ウ　測定項目

・二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素、気象状況等

②　微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析

ア　測定地点

・国設隠岐酸性雨測定所

・浜田合同庁舎一般環境大気測定局

イ　測定項目

・イオン成分、無機元素成分、炭素成分

③　大気汚染緊急時対策

人の健康等に被害が生じるおそれがある大気汚染が発生した場合、一般への周知、ばい煙排出者又は自動車使用者に対する排出削減の要請等を実施する。

又、微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起のための暫定指針に基づき、高濃度が予測される場合は、県民に対し注意喚起を行う。

注意報発令等に係る基準測定局は上記の一般環境大気測定局８局と隠岐酸性雨測定所、補助測定局は自動車排出ガス測定局１局及び中国電力(株)の８局。

④　環境大気中の大気汚染物質調査

ア　有害大気汚染物質調査

・調査場所

一般環境　　２ヵ所（松江大気測定局【松江市】・隠岐酸性雨測定所【環境省】）
沿　　道　　１ヵ所（西津田自動車排出ガス測定局【松江市】）
発生源周辺　　２ヵ所（馬潟工業団地周辺【松江市】・安来中央交流センター）

＊【　】内は調査実施主体

・調査項目　　優先取組物質　21物質（ベンゼン、テトラクロロエチレン等）

イ　三隅発電所周辺環境調査

・調査場所　　３ヵ所（浜田市２ヵ所、益田市１ヵ所）

・調査項目　　重金属類

⑤　三隅発電所周辺環境対策連絡協議会等運営

「三隅発電所周辺環境対策連絡協議会」及び「三隅発電所周辺環境調査検討会」を開催する。（年１回）

（２）酸性雨影響調査事業

我が国の酸性雨対策については、環境省策定の長期モニタリング計画及び東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（ＥＡＮＥＴ）の構築による国際的取組の推進として取り組まれている。

本県は大陸からの影響を把握する上で重要な位置にあることから、国設の20局中１局が設置され、また、ＥＡＮＥＴ国内12局中の１局でもある。

酸性雨対策は、１県のみでの対策でなく全国的・国際的取組が必要であることから、国との連携による長期モニタリングを実施するとともに、県単独の降水監視調査等を行い、将来への影響を予防するための情報の収集・提供を行う。

また、あわせて環境放射線等モニタリングを実施する。

①　酸性雨モニタリング調査

ア　国設酸性雨測定所（ＥＡＮＥＴ局）における調査（受託調査）

・調査場所：隠岐局（隠岐の島町）

・調査内容：大気成分、気象項目等

イ　酸性雨環境影響調査事業（県単独事業）

・調査場所：松江市、江津市

・調査内容：降水調査

②　環境放射線等モニタリング（民間委託）（受託調査）

・調査場所：隠岐局（隠岐の島町）、蟠竜湖局（益田市）

・調査内容：空間放射線量、大気浮遊粉じんの空気中放射線濃度の自動測定等

（３）特定施設監視指導事業

工場・事業場への立入検査等により規制基準の遵守状況を監視し、適切なばい煙・粉じん・水銀対策の実施を促す。

大気汚染物質排出施設（令和元年度末現在）

ば い 煙 発 生 施 設	1,293ヵ所（348事業所）
粉 じ ん 発 生 施 設	540　〃（ 86　〃）
ばい煙・粉じん条例施設	34　〃（ 15　〃）
計	1,867ヵ所（449事業所）

※松江市の区域を除く。

（４）アスベスト対策

①　石綿による健康被害者の救済

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく認定申請事務について、(独)環境再生保全機構と委託契約を締結し受付業務を行う。

②　大気環境への飛散防止対策強化

特定粉じん排出等作業現場への立入検査の実施及び指導を行う。

令和元年度 特定粉じん排出等作業に係る監視状況

届出件数	37件
立入検査数	27件
作業中の大気環境石綿濃度調査	0件

（５）オゾン層保護等対策推進事業

フロン排出抑制法を円滑かつ適正に施行することにより、県内におけるフロン類の大気中への放出量を抑制する。第一種フロン類充填回収業者の登録、実績報告の事務を行うとともに、適正なフロン類の排出抑制が実施されるよう機器管理者、登録業者等に対し適宜、立入指導等を行う。

（6）花粉観測システム（はなこさん）

スギ及びヒノキの花粉飛散状況を調査するために環境省が設置。測定結果はホームページにおいてリアルタイムで情報提供される。

・調査場所　松江市(保健環境科学研究所)、浜田市(浜田保健所)

・測定期間　２月～５月

（7）特定特殊自動車の監視指導事業

特定特殊自動車の使用者に対して立入検査等を実施し、技術基準の遵守状況の確認及び適切な使用について指導を行うことにより、特定特殊自動車の使用による大気汚染の防止を図る。

（8）予 算 額　　１０５，０１０千円

６　騒音・振動・悪臭対策事業

騒音･振動･悪臭の規制事務が円滑に行われるよう、市町村に対し情報提供を行う。

また、出雲空港及び美保飛行場における航空機騒音測定の実施及び実施計画で設定した観測地点における自動車騒音の常時監視を実施する。

（1）航空機騒音監視事業

航空機騒音に係る環境基準監視等のため、出雲空港、美保飛行場の２空港周辺において年間計画に基づいて騒音を測定し、監視結果については、空港管理者等へ情報提供を行い空港周辺の生活環境保全に活用する。

（2）自動車騒音監視事業

自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料とするため、自動車騒音の常時監視を行う。

（3）予 算 額　　１１，１４７千円

７　しまねの水環境モニタリング事業

水質汚濁による県民への健康被害の未然防止及び生活環境の保全を図るため、県内の公共用水域等の常時監視及び工場・事業場からの排出水の監視・指導を行う。

また、身近な水環境に対する保全意識の向上等を図るため、各種情報発信等を行う。

（1）公共用水域・地下水常時監視事業

公共用水域及び地下水の水質の状況を監視するため、河川、湖沼、海域及び地下水について水質調査を行う。

地下水については概況調査を行い、必要に応じて汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を行う。

〔公共用水域の環境基準達成状況〕　　(達成水域/対象水域、単位:%)

区　分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
河 川	91	91	76	86	86	95	95	95	95	91
湖 沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海 域	80	90	80	70	100	100	100	90	90	90
全　体	79	82	71	74	82	88	88	85	85	82

（2）工場・事業場等排水監視事業

事業活動に伴う排水による公共用水域及び地下水の汚濁を防止するため、排水基準及び地下浸透基準が適用される特定事業場について、立入検査等により基準の順守状況の監視、指導等を行う。

また、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、立入検査等により構造基準等の順守状況の監視、指導等を行う。

なお、排水基準等が適用されない小規模な事業場等についても、適宜適切な指導を行う。

(令和元年度末)

水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	2,421

※松江市の区域を除く

（3）ゴルフ場農薬等モニタリング調査事業

ゴルフ場で使用される農薬等による水質汚濁の防止を図るため、県内ゴルフ場の排出水等を調査し、必要に応じてゴルフ場へ改善を指導する。

（4）水浴場遊泳適否調査事業

県民の利用に資することを目的として、水浴場の水質調査を行い、遊泳適否の判定を行う。

（5）環境情報システム等の改修

環境情報システム及び公共用水質測定結果データ処理システムの更新を行う。

（6）予 算 額　　２１，２７４千円

8　土壌環境保全事業

土壌汚染による県民への健康被害の未然防止を図るため、土壌汚染の状況の把握や土壌汚染による人への健康被害の防止措置に係る指導等を行う。

また、主要な休廃止鉱山周辺の水環境の把握のため水質監視調査を行う。

（1）土壌環境保全事業

① 土壌汚染対策法の適切な運用

土壌汚染対策法の周知を図り、同法に基づく土壌汚染状況調査等が適正に行われるよう指導する。

② 休廃止鉱山周辺環境調査

主要な休廃止鉱山周辺について、有害物質による公共用水域への影響を監視するために水質監視調査を行う。

・対象鉱山 ： 旧笹ヶ谷鉱山

（2）予 算 額　　２００千円

9　宍道湖・中海水質保全事業

宍道湖及び中海の水質保全を図るため、第７期湖沼水質保全計画（計画期間：2019年度～2023年度）に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

（1）宍道湖・中海水質保全事業（総括）

① 第７期湖沼水質保全計画の周知・進行管理

令和元年度に策定した第７期湖沼水質保全計画について、ホームページ等により周知し、各団体や県民のさらなる活動を促進するとともに、各種施策の進行管理と調整を図る。

② 中海会議等

中海の水質及び流動会議等において、水質及び流動などの調査・分析及び水質改善等の評価・検討について協議する。

（2）宍道湖・中海水質保全事業（調査・研究）

① 水草対策等推進事業

水草の異常繁茂による湖内環境への影響調査と、効果的な水草対策手法の検討を行う。

② アオコ等プランクトン調査事業

宍道湖・中海におけるプランクトンの状況を定期監視等するとともに、特にアオコについては大発生抑制対策の検討に資するため、種毎の特性を解明する。

③　水質汚濁メカニズム調査事業

汽水湖である宍道湖、中海の水質汚濁メカニズムを解明するために必要な調査及び検討を専門家を交えて行う。

（3）宍道湖・中海水質保全事業（住民協働）

①　湖沼水質保全活動促進事業

流出水対策地区において住民参加による保全活動を推進し、流出水の負荷削減を重点的に図る。

（4）予 算 額　　５０，１１５千円

１０　宍道湖・中海賢明利用推進事業

宍道湖・中海の保全再生、賢明利用等を推進するため、鳥取県や関係機関等との連携により、普及啓発活動を行う。

（1）宍道湖・中海賢明利用推進事業

①　水辺に親しむ環境学習・普及啓発事業

宍道湖・中海に親しみを持ち、水質保全等の環境意識をより高めるための環境学習や、五感による湖沼環境指標で両湖の評価を行う湖沼環境モニター調査、宍道湖及び中海に流入する河川流域の小中学生を参加対象とした河川の水質調査などの普及啓発活動を実施する。

②　ラムサール・大型水鳥啓発事業

ラムサール条約の目的である「保全再生」「賢明な利用」及び「交流学習」を推進するため、全国的に稀有な大型水鳥生息水系である魅力を活用し、鳥取県や関係団体と連携して取り組む。

・中海・宍道湖一斉清掃
・こどもラムサール交流会
・大型水鳥の観察イベント　等を実施

③　大型水鳥を活用した広域ネットワーク支援事業

民間団体、地元自治体及び県で構成する協議会による、トキやコウノトリの生態系保全の取り組み等を支援する。

（2）予 算 額　　５，７２２千円

廃棄物対策課

Ⅰ．事　業　方　針

令和３年３月に策定した「島根県環境総合計画」に基づき、廃棄物対策を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、県民・事業者・行政が一体となって環境への負荷の少ない循環型社会を構築するための各種施策に取り組んでいる。

廃棄物の発生抑制（Ｒｅｄｕｃｅ：リデュース)、再使用（Ｒｅｕｓｅ：リユース)、再生利用（Ｒｅｃｙｃｌｅ：リサイクル）の３Ｒを推進するため、各主体の取組の推進を図る。
廃棄物の適正処理や不法投棄の防止を推進するため、廃棄物適正処理指導員による監視・指導や全県的なパトロールの実施、監視カメラの設置などの対策を関係機関と連携して行う。
産業廃棄物処理施設については、周辺住民の不安等に対応するため、最終処分場の有害物質等の水質調査を行うなど、産業廃棄物処理施設に対する監視・指導等を行う。
産業廃棄物減量税を活用し、これらの取り組みの強化を図る。

海岸漂着ごみ対策については、「海岸漂着物処理推進法」に基づき策定した「島根県海岸漂着物対策推進地域計画」により関係機関と連携した取り組みを進める。

浄化槽の適正な維持管理の推進については、公共用水域の水質保全のため、引き続き、浄化槽の定期検査（第11条検査）の受検率向上対策や浄化槽管理者に対する適切な指導を行う。

Ⅱ．組織及び所掌事務

〈組　織〉

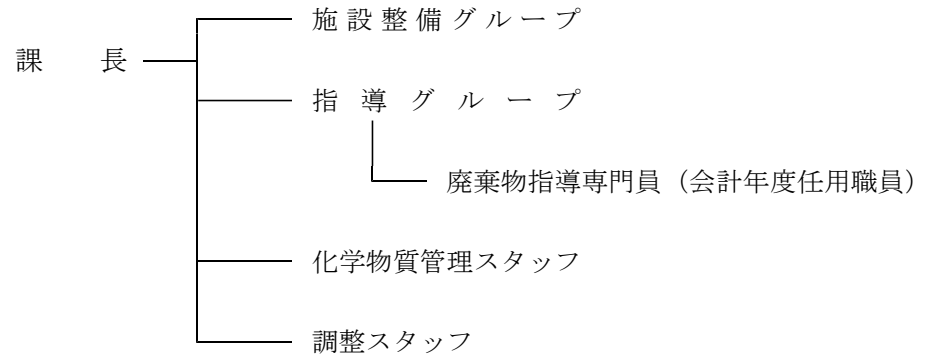

〈所掌事務〉

○施設整備グループ

・一般廃棄物処理施設の整備に関すること。
・産業廃棄物３Ｒ促進施設等整備費補助金に関すること。
・廃棄物処理施設の設置許可及び届出に関すること。
・産業廃棄物処理施設設置の事前協議に関すること。
・最終処分場維持管理積立金に関すること。
・災害対応に関すること。
・災害等廃棄物処理事業費補助金に関すること。
・廃棄物関係統計業務（一般廃棄物実態調査）に関すること。
・容器包装リサイクル法に関すること。
・ＰＲＴＲ制度に関すること。
・化学物質環境実態調査に関すること。
・予算・庶務に関すること。

○指導グループ

・廃棄物の適正処理の推進に関すること。
・廃棄物最終処分場の設置許可の技術（構造基準）審査に関すること。
・産業廃棄物処分業の許可に関すること。
・産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。
・県外産業廃棄物搬入の事前協議に関すること。
・排出事業者の指導・育成に関すること。
・多量排出事業者の処理計画策定の指導に関すること。
・海岸漂着ごみ等処理対策に関すること。
・産業廃棄物再生利用業の指定に関すること。
・廃棄物再生事業者の登録に関すること。
・浄化槽の適正管理の推進に関すること。
・建設リサイクル法に関すること。
・ダイオキシン類対策の推進に関すること。
・ＰＣＢ廃棄物の適正処理に関すること。
・自動車リサイクル法に関すること。
・資源有効利用促進法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法に関すること。

○化学物質管理スタッフ

・ＰＣＢ廃棄物の適正処理に関すること。
・ダイオキシン類対策の推進に関すること。

○調整スタッフ

・公共関与による産業廃棄物処理施設に関すること。

Ⅲ．令和３年度事業概要

１　一般廃棄物処理施設整備事業

（１）目　　的

市町村の一般廃棄物処理基本計画及び実施計画に基づき、排出抑制対策及び適正処理が推進されるよう、計画の策定や見直しに係る指導・助言を行い、一般廃棄物処理施設の計画的な整備を推進する。

（２）事業の概要

①　実施主体　　県、市町村、一部事務組合

②　事業内容

ア　市町村等に対する指導監督事務

一般廃棄物が適正に処理されるよう市町村等に対して一般廃棄物処理計画の策定・実施等について指導・助言を行う。

イ　一般廃棄物処理施設整備の管理

市町村等が行う施設整備事業の指導監督（事業進捗確認、届出等）を行い、事業主体が整備計画に基づき、適切な事業執行が行えるよう進行管理に努める。

【令和３年度国庫補助事業一覧】

事業主体		種別	処理能力	事業年度	備考
継続	出雲市	可燃ごみ処理施設	200t/日	H30～R3	
	出雲市	ストックヤード	300㎡	H30～R3	
	隠岐の島町	エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良	25t/8h	R2～R4	
	邑智郡総合事務組合	可燃ごみ処理施設	40t/日	H30～R3	
	邑智郡総合事務組合	最終処分場	40,300㎥	H30～R3	
	雲南市・飯南町事務組合	施設整備に関する計画支援事業	－	R2～R3	
	浜田地区広域行政組合	施設整備に関する計画支援事業	－	R2～R4	
継続計（５事業主体）		R3年度事業費：約１２８．４億円（うち国庫交付金：約５０．９億円）			
新規	出雲市	ストックヤード	360㎡	R3	
	益田市	し尿処理施設の改良	108kl/日	R3～R4	
	大田市	し尿処理施設の改良	80kl/日	R3～R4	
	大田市	リサイクルセンター	－	R3	
新規計（３事業主体）		R3年度事業費：約６．６億円（うち国庫交付金：約２．２億円）			

（３）予 算 額　　２，５０５千円

２　一般廃棄物処理施設の許可（届出）・監視・指導

（１）目　　的

一般廃棄物処理施設の適正な管理運営が行われるよう、市町村等に対して、廃棄物処理法の遵守等について指導監督を行う。

（２）事業の概要

①　実施主体　　県、市町村、一部事務組合、事業者

②　事業内容

ア　既存最終処分場の構造、運営管理の適正化

埋立中の最終処分場について立入検査を実施し、技術上の基準による適正管理及び埋立終了最終処分場の廃止に向けた措置等を指導する。

イ　焼却施設に対する指導の継続

焼却施設の立入検査を実施し、構造・維持管理基準を遵守するよう指導を行う。

ウ　廃棄物処理施設の記録の閲覧等情報の公開

一般廃棄物焼却施設、最終処分場の設置者に対して、当該施設の維持管理に関する記録の閲覧等について指導を行う。

エ　管理体制の整備

技術管理者の適正配置、資質の向上等が図られるよう指導を行う。

３　事業者の３Ｒ推進事業

（１）目　　的

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用を促進するため、事業者が行う３Ｒの推進に対する取組を支援する。

（２）事業の概要

①　実施主体　県

②　事業内容

ア　施設整備費補助事業

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量に係る施設・設備を整備するために要する費用の一部を助成する。

補助率1/3、補助限度額30,000千円

イ　調査研究事業

鋳物産業から排出される鉱さい等産業廃棄物の発生抑制や減量化、再資源化を促進するための技術開発等の調査研究事業を行う。

（３）予 算 額　　７２，０００千円

４　海岸漂着ごみ等の回収・処理対策事業

（１）目　　的

近年、海岸に漂着するごみは、多様化、大量化の傾向にあり、国外由来のものも多く見られ、日本海沿岸の県内市町村はその処理に苦慮している。当事業により、海岸管理者等による海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策などに取り組む。

（２）事業の概要

①　実施主体　　県、市町村

②　事業内容

ア　海岸漂着物等地域対策推進事業

地域環境保全対策費補助金（環境省）を活用して、以下の事業を実施する。

a）海岸漂着物等の回収・処理に係る事業

（平成３０年度から地元等との協定に基づく回収・処理をモデル的に実施）

b）海岸漂着物等の発生抑制に係る事業

イ　地区ブロック会議による関係機関との調整

事業に関する調整等を行うため、県土整備事務所単位（松江、出雲、大田、江津・浜田、益田、隠岐島前、隠岐島後）で地区ブロック会議を開催する。

（３）予 算 額　　２５９，４０８千円

５　浄化槽適正管理指導啓発等事業

（１）目　　的

浄化槽に関する正しい知識や使用方法の啓発、保守点検業者の登録、法定検査受検率の向上対策を行うことにより、浄化槽の適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全を図る。

（２）事業の概要

①　実施主体　　県

②　事業内容

ア　浄化槽の適正管理の推進

浄化槽管理者に対し、浄化槽法に定められた浄化槽の維持管理方法や浄化槽に関して必要な知識等の周知啓発を行い、浄化槽の適正な維持管理意識の向上を図る。

イ　浄化槽管理者等への指導及び関係機関との連携強化

（公社）島根県浄化槽普及管理センター、（一社）島根県浄化槽協会及び市町村と連携を図り、法定検査で不適正と判定された浄化槽に係る改善指導や県民からの浄化槽に関する苦情、相談に対して的確な対応を行う。

ウ　浄化槽法定検査受検率向上対策事業

本県では浄化槽法第11条定期検査（毎年１回実施）の受検率向上の取り組みとして、平成23年度（平成22年度末受検率42.6%）から家庭用単独処理浄化槽への受検案内送付等を実施しており、令和元年度末の受検率は72.8%となっている。受検率向上に向けた取り組みとして、法定検査受検及び適正な維持管理について、チラシ等による周知啓発活動を行う。

エ　浄化槽管理台帳の精度向上

法定検査の受検案内及び未受検者に対する指導を適切に行うため、浄化槽管理台帳システムの改善を行う。

オ　浄化槽適正管理指導事業

浄化槽法定検査で不適正判定を受けた管理者に対して、保健所が立入検査、排水検査を行い、適正管理の指導を行う。

（３）予 算 額　　４０７千円

６　産業廃棄物の排出事業者・処理業者の監視・許可・指導

（１）目　　的

安全で信頼のできる産業廃棄物処理体制を確保するため、排出事業者・処理業者等に対する指導等を継続して実施する。

（２）事業の概要

①　実施主体　　県

②　事業内容

ア　排出事業者に対する啓発・指導の強化

（ア）廃棄物多量排出事業者への計画作成等の指導

廃棄物処理法に基づき、多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出する事業者。特別管理産業廃棄物については50トン以上。）から産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出を受け、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理に関する指導を行う。

（イ）排出事業者の処理に対する指導強化

排出事業者の処理責任の観点から適正処理の徹底を指導するとともに、自ら処理ができない場合には、産業廃棄物処理業者への適正な委託処理を行うよう指導する。

イ　産業廃棄物処理業者に対する指導強化

産業廃棄物処理業の許可業者が、許可を受けた事業範囲外の処理や、処理能力を超えた量の処理を行わないよう、報告の徴収・立入検査等を実施し指導を行う。

ウ　優良認定産業廃棄物処理業者の育成

排出事業者、産業廃棄物処理業者を対象とした優良事業者認定制度に関する説明会等を開催する。

エ　（一社）しまね産業資源循環協会事業の指導

令和２年７月現在で210社（この外、賛助会員が14社）が加盟している同協会に対して、廃棄物の適正処理に係る通知等について情報提供等を行う。

（３）産業廃棄物処理業の許可状況（令和元年度末時点）

区　分	産業廃棄物処理業			特別管理産業廃棄物処理業		
	許可数	収集運搬業	処分業（最終処分）	許可数	収集運搬業	処分業（最終処分）
県内	1,073	951	122(10)	80	76	4(2)
県外	736	730	6(0)	149	149	0
合計	1,809	1,681	128(10)	229	225	4(2)

（注）松江市の許可数は除く

（４）予 算 額　　３，１３５千円

７　産業廃棄物処理施設の許可・監視・指導

（１）目　　的

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱による事前協議の趣旨に沿った産業廃棄物処理施設の設置を進め、関係住民の理解と、安全で信頼のできる産業廃棄物処理施設の確保を図るとともに、稼働中の産業廃棄物処理施設に対する監視・指導等を継続して実施する。

（２）事業の概要

①　実施主体　　県、事業者

②　事業内容

ア　産業廃棄物最終処分場に係る重金属等有害物質及びダイオキシン類調査事業

産業廃棄物最終処分場に対する周辺住民の不安等に対応するため、設置許可済みの産業廃棄物最終処分場について計画的に放流水又は浸透水及びその周辺の地下水の調査を行い、重金属等有害物質及びダイオキシン類を測定した上で、施設設置者への指導を行う。

イ　廃棄物処理施設の記録の閲覧等情報の公開

産業廃棄物焼却施設、最終処分場の設置者に対して、当該施設の維持管理に関する記録の閲覧等について指導を行う。

ウ　焼却施設に対する指導の継続

焼却施設の立入検査を実施し、構造・維持管理基準を遵守するよう指導を行う。

エ　ミニ産業廃棄物最終処分場の適正処理指導

平成18年10月から既設の許可対象外の産業廃棄物最終処分場において石綿含有廃棄物の埋立処分が禁止されたことを含め、引き続き処理基準に従った適正処理について指導を行う。

（３）産業廃棄物処理施設の許可状況（許可件数の推移）

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中間処理施設		206	207	207	207	196	195	198	199	152	161
	焼却施設	22	20	20	20	19	18	17	17	8	12
	破砕施設	173	176	176	175	166	167	171	173	137	143
	その他	11	11	11	12	11	10	10	9	7	6
最終処分場		23	23	22	22	22	19	19	19	14	14
	安定型	14	14	13	13	10	10	10	10	7	7
	管理型	9	9	9	9	9	9	9	9	7	7
計		229	230	229	229	218	214	217	218	166	175

(注)各年度末現在の許可施設数（未着工、埋立終了のものを含む。）

(注)平成30年度以降の件数は松江市の許可数を除く

（４）予 算 額　　２，９７８千円

８　廃棄物の不法投棄等対策強化事業

（１）目　　的

依然として後を絶たない不法投棄や野外焼却等の不適正処理事案について、監視体制を強化することで山間部及び県境付近の不適正処理等の未然防止を行う。

また、排出事業者に適正処理を徹底させるため、立入検査及び指導等を行い意識の向上を図る。

（２）事業の概要

①　事業主体　　県、市町村、(一社)しまね産業資源循環協会
島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会

②　事業内容

ア　廃棄物適正処理対策推進事業

平成７年度から、不法投棄防止対策として重点監視地域の指定、不法投棄監視モニターの委嘱・適正処理に係る研修等の「廃棄物適正処理対策推進事業」を実施しており、今年度も引き続き事業を推進する。

（ア）重点監視地域の指定、モニターの委嘱　　７保健所、７地域、14名

（イ）啓発用看板の設置、移設、修繕

（ウ）監視カメラの設置、移設、修繕

（エ）合同パトロールの実施等

重点監視地域などの不法投棄されやすい場所を対象として、関係機関と合同して次のようなパトロール事業を実施する。

・不法投棄監視モニターによる定期パトロール
・ヘリコプター（県、県警、海保美保航空基地）によるスカイパトロール
・海上保安部の巡視船舶による海上パトロール
・監視車両による陸上パトロール
・市町村、関係機関や住民等との情報交換、協力体制の充実

（オ）協力団体によるパトロール

環境保全に理解と関心があり、県下全域を営業エリアに持つ団体、組織、企業の協力を得て、日常業務を通じた不法投棄等の監視パトロールを行う。

イ　島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会

会員である県警察本部、(一社) しまね産業資源循環協会、境・浜田海上保安部、海保美保航空基地、環境省中国四国地方環境事務所との間で、産業廃棄物適正処理に関する情報交換やパトロール等の事業を実施する。

ウ　廃棄物適正処理指導員の配置

警察官OBを廃棄物適正処理指導員として配置し、廃棄物の適正処理に向けた指導、不法投棄や野外焼却等の監視及び原因者調査などにあたる。

配置保健所	担　当　地　域
松江保健所	安来市、隠岐郡
雲南保健所	雲南市、飯石郡、仁多郡
出雲保健所	出雲市
県央保健所	大田市、邑智郡
浜田保健所	浜田市、江津市
益田保健所	益田市、鹿足郡

エ　不法投棄対策サポートスタッフの配置

不法投棄案件が特に多い益田保健所に原因者への指導や撤去指示等を行うサポートスタッフを配置する。

（３）産業廃棄物の不法投棄状況

区　　分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
投棄件数（件）	1	0	2	1	4	0	10	5	4	2
投 棄 量（トン）	20	0	44	15	385	0	233	381	168	312

（注）１件当たりの投棄量が10トン以上のものを集計

（４）予 算 額　　２９，３６７千円

９　公共関与産業廃棄物最終処分場確保対策

（１）目　　的

民間の産業廃棄物最終処分場の新規設置が困難な状況から、産業廃棄物の適正処理と産業振興を図るため､信頼性と永続性を生かした公共関与型処理施設の計画的な整備を推進するとともに、(公財)島根県環境管理センターの経営の安定化を図る。

（２）事業の概要

①　実施主体　　県、市町村、(公財）島根県環境管理センター

②　事業内容

ア　公共関与産業廃棄物最終処分場整備事業

（公財）島根県環境管理センターにより、公共関与による産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」として平成14年４月に供用開始し、平成19年11月に整備した管理型第２期処分場が平成28年度中に満杯となる見込みであったため、平成26年８月から第３期処分場の整備を行い平成28年11月に竣工し、平成29年３月から供用開始している。

イ　経営安定化対策

（公財）島根県環境管理センターが行う第１期建設に係る金融機関からの借入金の償還に対して支援を行う。

【公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金】

補助基本額 (償還元金)	補助金額 （１／２等)	第1期建設に係る借入金残高 （Ｒ２年度末)
319,618,597円	158,800,000円	601,494,597円

（３）予 算 額　　１５８，８００千円

10　ＰＣＢ廃棄物処理推進事業

（１）目　　的

ＰＣＢ特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）に基づき、県内に保管されているＰＣＢ廃棄物の早期かつ適正処理を確保するため、未処理の事業者に対しマスメディア等を通じた早期処理の啓発を行うことにより、適正保管の確保、不適正処理の防止、期限内での早期処理を目指す。

一方で、高濃度ＰＣＢ廃棄物（安定器、汚染物等）の処分期間が令和3年3月31日で終了したため、処分期間を過ぎて処分が行われない場合には、改善命令や代執行によりその処分を進める。

加えてＰＣＢ含有塗膜を把握することにより、期限内での早期処理を促進する。

（２）事業の概要

①　実施主体　　県

②　事業内容

ア　ＰＣＢ廃棄物保管事業者等適正処理推進事業

保管事業者に対し、早期かつ適正処理を啓発する広報を行う。

イ　処分期間を過ぎたＰＣＢ廃棄物の処分

処分期間を過ぎて処分を行わない事業者に対し行政指導や改善命令により処理を進める。改善命令に従わない場合及び保管事業者不存在等の理由により処分されない高濃度PCB廃棄物が発生した場合には、代執行により処理する。

ウ　ＰＣＢ使用照明器具の調査事業

改善命令や代執行を速やかに実施するため、ＰＣＢ使用の有無が不明の照明器具のうち必要があるものについて県が調査する。

エ　ＰＣＢ含有塗膜の処理推進事業

ＰＣＢ含有塗料で塗装された県及び市町村保有施設を把握し、期限内での適正処理が推進されるよう支援する。

（3）予 算 額　　６，３６５千円

11　使用済自動車の処理に関する許可・登録・監視・指導事務

（1）目　　的

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、業の登録・許可及び監視・指導を行い、使用済自動車の適正処理と再資源化の促進を図る。

（2）事業の概要

①　実施主体　　県

②　事業内容

使用済自動車の引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業の事業者に対し、法に定める義務の履行や基準に適合しているかどうか確認・指導する。

【令和元年度末時点の登録又は許可件数】

区分	件数
引　取　業	312
フロン類回収業	43
解　体　業	14
破　砕　業	6

12　ダイオキシン類対策事業

（1）目　　的

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内の汚染状況を把握するため環境監視を行い、環境汚染の防止を図る。

（2）事業の概要

①　ダイオキシン類常時監視

環境中の大気・水質・底質・地下水・土壌の汚染状況調査を行う。

②　基準適用施設等の監視

大気基準適用施設及び水質基準対象施設を所有する工場・事業場の立入検査を行い、排出基準等の遵守状況を監視する。

【大気基準施設（令和元年度末）】

製鋼用電気炉	4 基
廃棄物焼却炉	50 基

【水質基準施設（令和元年度末）】

パルプ製造用漂白施設	1基
廃棄物焼却炉排ガス洗浄施設等	14基
下水道終末処理施設	0基
事業場の排水処理施設	1基

（3）予 算 額　　５，９５１千円

13　化学物質適正処理推進事業

（1）目　　的

「化学物質排出把握管理促進法」に基づき、有害性のある化学物質の環境への排出量等を把握し、集計・公表することにより、事業者による自主管理の改善の促進を図り、化学物質の環境への不適切な排出の抑制を促す。

（２）事業の概要

①　化学物質の環境への排出量の把握（ＰＲＴＲ制度）

同法に基づき県内の届出対象事業者から提出される「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出」について、届出内容を確認した上で国へ送付するとともに、国の集計・公表にあわせて、県内の排出量等を集計し公表する。

【令和元年度届出（30年度分）の状況】

届出事業所数（対全国%）	259事業所（ 0.77 ）
環境への排出量（　〃　）	2,280ﾄﾝ　（ 1.54 ）
事業所外への移動量（　〃　）	1,129ﾄﾝ　（ 0.46 ）

②　ＰＲＴＲの普及啓発

国の広報媒体（ポスター・チラシ）及び県のホームページ等を活用して、普及啓発（未届出事業者への周知等）に努める。

14　環境ホルモン対策事業

（１）目　　的

内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）による環境汚染の防止を図るため、環境省が行う環境汚染実態調査に協力する。

（２）事業の概要

①　化学物質環境汚染実態調査（受託調査の予定箇所）

大気モニタリング　隠岐の島町（旧五箇村）の大気サンプリング

（３）予 算 額　　６７６千円

美　術　館

1　組　　織

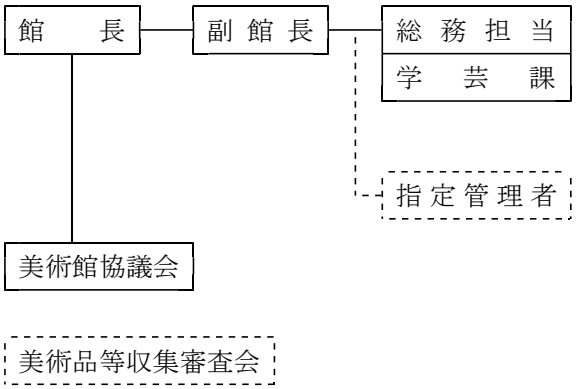

2　事業内容

（1）美術品の展示

幅広い視野で多彩な企画展を開催する。また、収蔵作品を主体として常設展示を行う。

（2）美術品等の収集

古美術から現代美術まで幅広い分野の中から優れた作品を収集し、美術史の流れが概観できる体系的なコレクションを目指す。特に次の領域に重点をおいて収集を行う。

① 水を画題とする絵画
② 日本の版画
③ 国内外の写真
④ 木を素材とした彫刻
⑤ 島根の美術

（3）美術調査研究

美術作品の学術的研究、ならびに作品の展示・保存や教育普及などに関する専門的な調査研究を行う。

（4）教育普及

展覧会に関連する講演会や創作講座のほか、美術図書の公開など様々な活動を行う。また、自由な作品発表の場を提供する。

（5）美術情報の提供

収蔵作品の情報や、県内外の展覧会情報などを公開する。

（6）指定管理業務（指定管理者：ＳＰＳしまねグループ）

施設及び設備の維持管理、ギャラリー等附属施設の使用許可、使用料及び観覧料の徴収、美術館の総合案内、広報・利用促進等

3　開　　館

平成11年３月６日

芸術文化センター

1　組　　織

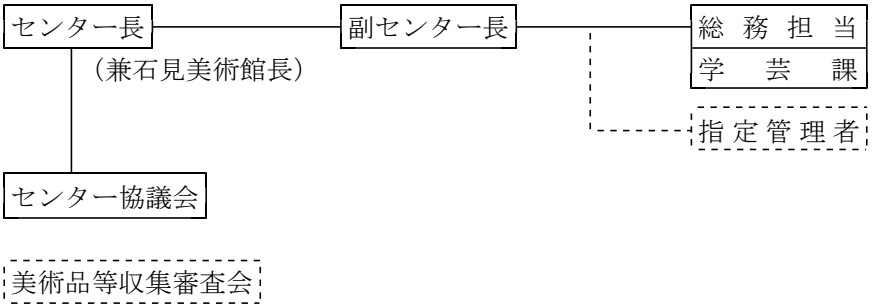

2　事業内容

（1）美術品の展示

館の特色が出せるよう、所蔵品だけでなく寄託品や島根県立美術館の所蔵作品も加えて、計画的な展示替えによる常設展示を行う。また、広く県民が国内外の優れた美術作品を鑑賞できるよう、館による調査研究を基盤とした独自の企画展または関係機関との共催による企画展を開催する。

（2）美術品等の収集

地域や分野、年代にとらわれず、古美術から現代美術まで、絵画、工芸、彫刻、映像、ファッション等幅広くその分野で優れた国内外の作品を収集する。特に、美術館を特色付けるため、次の領域に重点を置いて収集を行う。

①　石見の美術

②　森鷗外ゆかりの作家の作品

③　ファッション

（3）美術調査研究

美術史における幅広い調査研究を行い、その成果を展示、紀要などのかたちで積極的に公表していく。

（4）教育普及

美術鑑賞の理解を深めるために、幅広い分野の講座や講演会、作家を招いてのワークショップ等を定期的に開催する。また美術情報の提供や、美術作品の鑑賞と理解を助けるために、学芸員やボランティアによる作品解説等を実施する。

（5）美術品の収蔵保管

美術品等を良好な状態に保つために、収蔵保管、修復、補修等を行う。

（6）指定管理業務（指定管理者：公益財団法人 しまね文化振興財団）

施設及び設備の維持管理、有料施設等の利用許可・利用料金の徴収、美術館観覧料の徴収、センターの総合案内、広報・利用促進、文化事業の企画実施、文化団体等の文化活動に対する支援、芸術文化の情報収集及び提供等

3　開　　館

平成17年10月８日

保健環境科学研究所

1　組織及び所掌事務（環境に関するものを抜粋）

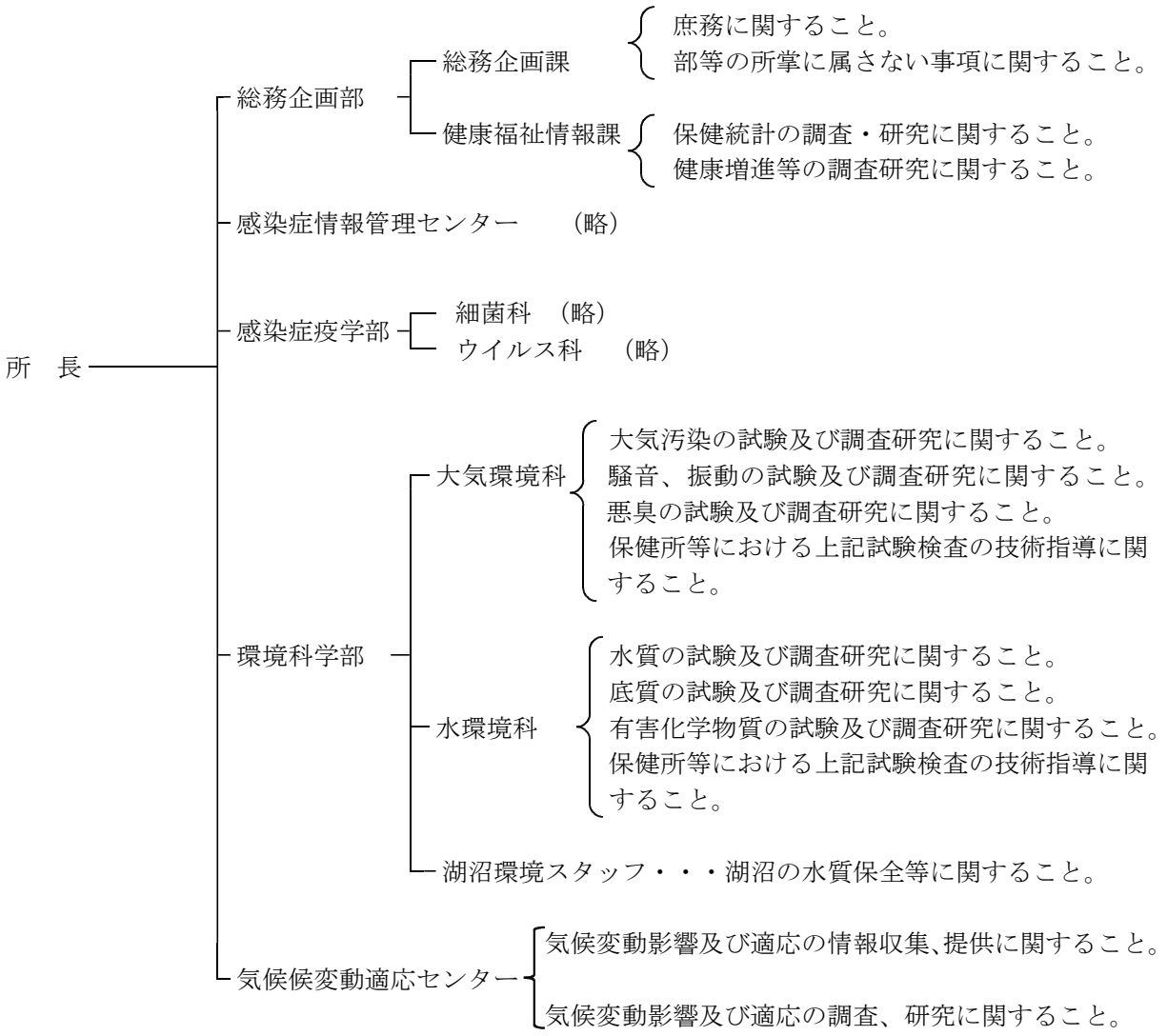

2　主要な調査研究

［大気環境科］

- 大気汚染の環境監視と調査研究
- 有害大気汚染物質のモニタリング調査
- 酸性雨の影響や実態把握のための調査研究
- 航空機騒音の調査
- 特定粉じん排出作業周辺等のアスベスト調査
- 黄砂現象の調査（ライダーモニタリングシステムを含む）
- 花粉飛散状況の調査(花粉観測システムによる)

［水環境科］

- 河川・湖沼・地下水などの水質検査調査
- 宍道湖・中海の水質汚濁の研究
- 有害化学物質の調査
- 廃棄物に関する基礎研究

審議会等一覧

審議会一覧

令和３年４月１日現在

(1)法令によるもの

所管課	名称	業務の内容	委員数(人)			設置根拠
			定員	実人員	うち女性委員	
スポーツ振興課	島根県スポーツ推進審議会	スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。	14（以内）	14	7	スポーツ基本法第10条
環境政策課	島根県環境審議会	環境保全に関する基本的事項の調査、審議等を行う。	20	19	8	環境基本法第43条 島根県環境審議会条例
	島根県公害審査委員候補者	公害紛争処理を担当する調停委員等の候補者	15(以内)	15	8	公害紛争処理法第18条
	しまねエコライフ推進会議	環境総合計画に基づき、地球温暖化対策などの取組を県民、事業者、行政が連携して行う	なし	３部会で構成	―	地球温暖化対策の推進に関する法律第40条

(2)条例によるもの

所管課	名称	業務の内容	委員数(人)			設置根拠
			定員	実人員	うち女性委員	
環境生活総務課	島根県消費生活審議会	知事の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要な事項について調査審議する。	18(以内)	18	10	島根県消費生活条例第34条
文化国際課	美術館協議会	美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに館長に対し意見を述べること。	15(以内)	14	6	島根県立美術館条例
	島根県芸術文化センター協議会	芸術文化センターの運営に関し、センター長の諮問に応ずるとともにセンター長に対し意見を述べること。	15(以内)	14	7	島根県芸術文化センター条例
自然環境課	島根県自然環境保全審議会（自然保護部会・自然公園部会）	自然環境保全地域の指定及び保全計画の決定、県立自然公園計画の指定並びに公園計画及び公園事業の決定、希少動植物保護基本方針の策定及び種の指定等。	40(以内)	29	14	島根県自然環境保全条例
環境政策課	島根県環境影響評価技術審査会	環境影響評価その他の手続に関する技術的な事項を調査審議すること。	15(以内)	13	6	島根県環境影響評価条例

(3)その他

所管課	名称	業務の内容	委員数(人)			設置根拠
			定員	実人員	うち女性委員	
環境生活総務課	島根県県民いきいき活動促進委員会	県民いきいき活動の促進方策及び活動団体と行政との協働の促進施策等について意見交換を行う。	18(以内)	16	8	島根県県民いきいき活動促進委員会設置要綱
	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会	安全で安心なまちづくりのための情報交換や連携等を行う。	なし	86団体	―	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会規約
	島根県高齢消費者被害防止対策会議	高齢消費者被害に対し､関係機関・団体等が緊密な連携をとり、被害の未然防止や相談体制の充実等効果的で適切な施策の展開、推進を図る。（島根県消費者安全確保地域協議会）	なし	19	―	島根県高齢消費者被害防止対策会議設置要綱
	島根県消費者金融等被害防止対策会議	消費者金融等の被害に対し､関係機関・団体等が連携をとり、被害の未然防止や相談体制の充実等を図る。	なし	23	―	島根県消費者金融等被害防止対策会議設置要綱
人権同和対策課	島根県人権施策推進協議会	人権施策の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について調査・審議を行う。	20(以内)	20	11	島根県人権施策推進協議会設置要綱
環境政策課	中海水質汚濁防止対策協議会	中海水質保全のための汚濁防止対策の促進に関すること。	島根16以内（鳥取16以内）	島根－（鳥取14）	―	中海水質汚濁防止対策協議会規約
	宍道湖水質汚濁防止対策協議会	宍道湖水質保全のための汚濁防止対策の促進に関すること。	37	―	―	宍道湖水質汚濁防止対策協議会規約
	中海の水質及び流動会議	中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善の評価・検討を行う。	20	20	0	中海の水質及び流動会議設置要綱
	しまねグリーン製品認定委員会	しまねグリーン製品の認定基準、認定審査、認定の取消し、利活用・普及促進に関すること	10(以内)	9	5	しまねグリーン製品認定委員会設置要綱

島根県環境審議会委員名簿

	氏　　名	職　名　等	任　期
	大橋　美津子	浜田市地球温暖化対策地域協議会会長	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日
	沖村　理史	広島市立大学広島平和研究所教授	〃
	皆田　修司	島根県森林組合連合会理事	〃
	影山　喜一	島根県農業協同組合中央会常務理事	〃
	勝田　康則	奥出雲町長 （島根県町村会副会長）	〃
	嘉村　雄司	島根大学学術研究院人文社会科学系准教授	〃
	佐々木　蘭	日本労働組合総連合会島根県連合会 女性委員会事務局長	〃
	佐藤　比登美	さつきクリニック院長 （島根県医師会）	〃
	関　　耕平	島根大学法文学部教授	〃
	高砂　範子	(株)高砂醤油本店取締役 （元公募委員）	〃
	永江　尚美	島根県看護協会副会長	〃
	野々内　さとみ	島根県連合婦人会会長	〃
	松浦　俊彦	島根県商工会議所連合会幹事長 松江商工会議所専務理事	〃
	松本　一郎	島根大学大学院教育学研究科教授	〃
	松本　真理	松江市立雑賀小学校長 （島根県小学校長会）	〃
	丸山　　創	弁護士 （島根県弁護士会）	〃
	宮西　知子	社会福祉法人隠岐共生学園理事	〃
	山下　　修	江津市長 （島根県市長会）	〃
会長	山本　廣基	独立行政法人大学入試センター理事長 元島根大学学長	〃

島根県公害審査委員候補者名簿

任期:令和３年３月１日～令和４年２月28日

氏　名	現　職
門　脇　直　輝	弁護士
熊　谷　優　花	弁護士
小　西　　碧	弁護士
児　玉　和　夫	医　師
浅　野　博　雄	医　師
和　田　登志子	建築士
増　田　省　一	獣医師
石　賀　裕　明	島根大学教授
山　口　啓　子	島根大学教授
清　水　貴　史	島根大学准教授
門　脇　　健	松江工業高等専門学校名誉教授
帯　刀　一　美	学識経験者
小　山　由都里	消費生活アドバイザー
牛　尾　ちえの	会社役員
平　下　洋　子	会社役員

島根県消費生活審議会委員

任期：令和２年７月27日～令和４年７月26日

	所属団体等	役職	氏名
学識経験者	松江市公民館長会	松江市朝酌公民館長	池 田 太 持
	ＮＰＯ法人隠岐しおさい	理事長	岡 田 智 子
	島根県弁護士会	消費者問題対策委員会委員	奥 田 直 樹
	島根県中学校長会	松江市立宍道中学校長	高 橋 里 美
	島根県公立高等学校長協会		（調整中）
	島根県立大学	人間文化学部准教授	藤 居 由 香
	島根大学	法文学部講師	山下 祐貴子
	島根県立大学	総合政策学部准教授	李　　憲
消費者代表	島根県生活協同組合連合会	生活協同組合しまね副理事長	石 原 淳 子
	島根県連合婦人会	会長	野々内 さとみ
	島根県社会福祉協議会	生活支援部福祉資金係長	野々内 真紀子
	【公募委員】		岡　　利 文
	【公募委員】		前 本 裕 人
	【公募委員】		村上 美代子
事業者代表	島根県農業協同組合	常務理事	石 川　　薫
	島根県商工会議所連合会	松江商工会議所女性会事業委員長	片 寄 洋 子
	島根県商工会連合会	島根県商工会女性部連合会副会長	古 野 房 子
	島根県スーパーマーケット協会	会長	頴 家 康 元

美術館協議会委員

任期：令和元年６月１日～令和３年５月31日

氏　　名	職業・所属団体（役職）
有　田　洋　子	島根大学教育学部准教授
大　森　正　己	山陰中央新報社 特別論説委員
狩　野　博　幸	元同志社大学文化情報学部教授
黒　澤　純　三	（株）今井書店専務取締役
小　泉　　凡	小泉八雲記念館館長
小　林　洋　子	島根県連合婦人会評議員
櫻　井　誠　己	（公財）可部屋集成館理事長 島根日産自動車(株)代表取締役
竹　田　　茂	前島根県高等学校美育研究会事務局長 前島根県立出雲高等学校美術教諭
竹　田　尚　子	NPO法人おやこ劇場松江センター理事
中 村 崇 己 子	（有）中村茶舗専務取締役
松　本　真　理	島根県造形教育研究会副会長 松江市立雑賀小学校校長
松　本　道　博	松江市白潟公民館長
水　沢　　勉	神奈川県立近代美術館長 全国美術館会議理事 美術館連絡協議会理事（理事長代行）
宮　廻　晃　江	前島根県国公立幼稚園・子ども園長会 松江市立城西幼保園長

（敬称略・５０音順）

島根県芸術文化センター協議会委員

任期：令和２年３月１日から令和４年２月28日まで

氏　　名	職業・所属団体（役職）
秋　田　　千　鶴	元島根県伝統工芸品審査委員
加　納　千　里　子	遣島使（在広島島根県人会）
坂　田　　紀　之	吉賀町教育委員会 サクラマスプロジェクトコーディネーター
佐　藤　　克　明	（公社）全国公立文化施設協会アドバイザー ※任期：平成29年6月14日から平成31年6月13日まで
高　岩　　綾　子	社会福祉法人いわみ福祉会副理事長
高　橋　　和　男	グラントワボランティア会会長
高　橋　　一　清	（社）松江観光協会観光文化プロデューサー
太　宰　　久　夫	玉川大学芸術学部教授
田　中　　輝　美	ローカルジャーナリスト
田　原　　直　樹	（株）中国新聞社　論説委員
西　谷　　眞　理　子	京都精華大学ポピュラーカルチャー学部客員教授
八　田　　典　子	島根県立大学教授
福　丸　　泰　文	山陰中央新報社　取締役　西部本社代表
真　住　　貴　子	国立新美術館　主任研究員

（敬称略）

島 根 県 ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会 委 員

任期：令和元年6月21日～令和3年6月20日

令和3年3月31日現在

氏　　名	主 な 役 職 名 等	居所等	性別
いしで　たかし 石出　高士	（公財）島根県障害者スポーツ協会事務局長	松江市	男
いたがき　ともひさ 板垣　智久	山陰中央テレビジョン放送株式会社 営業編成局編成部長	松江市	男
いとはら　ひろこ 糸原　裕子	島根県スポーツ推進委員協議会理事	安来市	女
いわもと　れいこ 岩本　冷子	島根県レクリエーション協会　常任理事	浜田市	女
おおた　きよみ 太田　清美	島根県フェンシング協会顧問 広瀬町フェンシングクラブ指導者	安来市	女
かなやま　えみこ 金山　恵美子	ＮＰＯ法人ＳＰＯＲＴＩＶＯひがしいずも クラブマネージャー	松江市	女
きしもと　つよし 岸本　強	島根県立大学副学長	松江市	男
ことう　ひろお 古藤　浩夫	島根県中学校体育連盟会長 松江市立第四中学校校長	松江市	男
こんどう　やすみつ 近藤　康光	松江市立病院　整形外科長	松江市	男
さかい　ひでとし 境　英俊	国立大学法人島根大学 教育学部　健康・スポーツ教育講座教授	松江市	男
せら　きよみ 世良　清美	津和野町教育委員会教育長	津和野町	男
たなか　みゆき 田中　美由記	マラソン競技者 フィットネスクラブ指導者	隠岐の島町	女
やまなかきよえ 山中　清恵	島根県高等学校体育連盟　理事長	松江市	女
わたなべ みのり 渡辺　美紀	長沢剣道スポーツ少年団指導者	浜田市	女
14名			

島根県自然環境保全審議会委員名簿

任期　R2.2.12～R4.2.11

区分	役職名	氏名	分野	所属部会				備考
				保	公	鳥	温	
行政	環境省 大山隠岐国立公園管理事務所所長	辻田 香織	環境	○	○	○		
	島根森林管理署長	細川 博之	林野		○	○		
	島根県市長会（大田市長）	楫野 弘和	市長会		◎		○	会長職務代理者
	島根県町村会（奥出雲町長）	勝田 康則	町村会	○		○		
関係団体等	連合島根女性委員会委員	安達 幸恵	労働		○			
	島根県中小企業団体女性協議会会長	伊中 和子	商工				○	
	自然公園指導員	岩谷 由美子	自然公園		○			
	島根県森林組合連合会理事	大石 良典	林業			○		
	島根県弁護士会（弁護士）	永野 茜	法学				○	
	株式会社　山陰中央新報社特別論説委員	大森 正己	報道				◎	
	島根県連合婦人会副会長	鳥居 清枝	婦人会		○			
	しまね環境アドバイザー	上潟口 琴代	環境				○	
	ＪＡしまね女性部委員	原 ますみ	農業経済		○	○		
	ＮＰＯ法人緑と水の連絡会議理事長	高橋 泰子	NPO		○		○	
	益田市匹見上地区振興センター	田代 祐子	森林活動			○		
	島根自然保護協会事務局長	野津 登美子	自然保護	○				
	島根県森林インストラクター	廣江 百合子	ボランティア	○				
	島根県温暖化防止活動推進員	藤原 薫代	環境	○				
	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	松崎 滋	旅館経営				○	
	一般社団法人 島根県猟友会会長	細田 信男	狩猟			○		
学識経験者	元 島根大学生物資源科学部准教授	秋吉 英雄	動物	○		◎		
	公益財団法人 しまね自然と環境財団学芸課課長	井上 雅仁	植物	○	○			
	島根大学総合理工学部准教授	大平 寛人	地質学				○	
	島根大学総合理工学部講師	管原 庄吾	環境分析化学				○	
	公益財団法人 日本野鳥の会副会長	佐藤 仁志	自然保護 鳥類	◎	○	○		
	松江工業高等専門学校教授	高尾 学	機械工学				○	
	公益財団法人 しまね自然と環境財団学芸課企画幹	星野 由美子	鳥類	○		○		
	独立行政法人 大学入試センター理事長	山本 廣基	教育・研究					会　長
	山陰むしの会会長	淀江 賢一郎	昆虫	○				
合計		２９名（女性１４名）		10	10	10	10	

所属部会（事務局）　保：自然保護部会（自然環境課）　◎部会長　○所属部会
公：自然公園部会（自然環境課）
鳥：鳥獣保護管理部会（農林水産総務課）
温：温泉部会（環境政策課）

島根県環境影響評価技術審査会委員名簿

任期：令和３年１月１日から令和５年12月31日

評　価　項　目	氏　　名	職　　名	備考
大気質・悪臭	門脇　健	松江工業高等専門学校 名誉教授	
騒音・振動	Nguyen Thu Lan	島根大学助教	
水質・底質・地下水質	菅原　庄吾	島根大学講師	
地形・地質・地盤・地下水	石賀　裕明	島根大学教授	
土　　壌	井藤　和人	島根大学教授	
動　　物	山口　陽子	島根大学助教	
動　　物	星野　由美子	(公財)しまね自然と環境財団 学芸課　企画幹	
動　　物	林　成多	(公財)ホシザキグリーン財団 事業課　調査研究係　係長	
植　　物	井上　雅仁	(公財)しまね自然と環境財団 学芸課　課長	
生　態　系	山口　啓子	島根大学教授	
景　　観	藤山　晶子		
人と自然との触れ合い	岩谷　由美子		
廃 棄 物 等	佐藤　利夫	島根大学名誉教授	会長

※上記記載順序は、上から担当分野を環境影響評価技術指針で定める環境要素の記載順

条 例 一 覧

名称	特定非営利活動促進法施行条例	所管課	環境生活総務課
	（平成10年10月16日島根県条例第28号）	施行年月日	平成10年12月１日
目的	特定非営利活動促進法の施行に関し必要な事項を定める。		
概要等	・認証制度に関する申請等 ・認定（特例認定）制度に関する申請等 ・事業報告書等の提出・公開 ・役員報酬規程等の提出・公開		

名称	島根県県民いきいき活動促進条例	所管課	環境生活総務課
	（平成17年３月25日島根県条例第37号）	施行年月日	平成17年４月１日
目的	県民いきいき活動の促進に関し、基本理念を定め、県民等の役割及び県の責務を明らかにすること等により、県民いきいき活動を促進するとともに、協働を推進し、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与する。		
概要等	・県民等の役割、県の責務 ・基本方針の策定 ・協働の推進 ・体制の整備等		

名称	島根県社会貢献活動促進基金条例	所管課	環境生活総務課
	（平成21年３月23日島根県条例第15号）	施行年月日	平成21年４月１日
目的	特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の促進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため基金を設置する。		
概要等	・設置、積み立て ・管理、運用益金の処理 ・繰替運用		

名称	島根県消費生活条例	所管課	環境生活総務課
	（平成17年７月19日島根県条例第47号）	施行年月日	平成17年10月１日
目的	消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにし、県民の消費生活の安定及び向上を確保する。		
概要等	・消費生活の安全の確保等 ・啓発活動及び消費者教育の推進等 ・消費者の意見の反映及び透明性の確保 ・消費者被害の救済 ・消費者の個人情報の保護 ・高度情報通信社会等への対応等 ・島根県消費生活審議会の設置		

名称	島根県消費者センター条例	所管課	環境生活総務課
	（昭和46年３月12日島根県条例第８号）	施行年月日	昭和46年４月１日
目的	島根県消費者センターの設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・設置場所（松江市）、設置したときの知事の告示 ・業務（消費生活に関する相談苦情の処理等） ・職員 ・消費生活相談員の配置 ・情報の安全管理		

名称	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例 （平成18年７月14日島根県条例第42号）	所管課 施行年月日	環境生活総務課 平成18年７月14日
目的	犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在できる社会の実現に寄与する。		
概要等	・県の責務及び県民、地域活動団体、事業者の役割 ・基本計画及び防犯に関する指針の策定 ・県民等による自主的な活動の促進 ・子ども、高齢者、障がい者、女性等の安全の確保等 ・道路、住宅、事業活動等における防犯への配慮 ・犯罪被害者等に対する支援等		

名称	島根県文化芸術振興条例 （平成23年11月29日島根県条例第33号）	所管課 施行年月日	文化国際課 平成23年11月29日
目的	文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いがあり、活力に満ちあふれた魅力的な地域社会の実現に寄与する。		
概要等	・県、県民の役割 ・文化芸術活動の振興に関する基本的施策 ・文化芸術に関する情報の収集・発信 ・顕彰		

名称	島根県立島根県民会館条例 （昭和43年3月29日島根県条例第１号）	所管課 施行年月日	文化国際課 昭和43年８月１日
目的	島根県立県民会館の設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・利用の承認、承認の取消し ・利用料、利用料の減免、還付 ・指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の申請等、指定管理者の指定		

名称	島根県立美術館条例 （平成10年３月27日島根県条例第19号）	所管課 施行年月日	文化国際課 平成10年４月１日
目的	島根県立美術館の設置及び管理並びに美術館協議会の設置について必要な事項を定める。		
概要等	・設置、職員 ・観覧料、使用の許可及び許可の取消し、使用料 ・指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の申請等、指定管理者の指定 ・美術館協議会		

名称	島根県芸術文化センター条例 （平成16年10月12日島根県条例第51号）	所管課 施行年月日	文化国際課 平成17年４月１日
目的	島根県芸術文化センターの設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・設置、業務、職員 ・指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の申請等、指定管理者の指定 ・開館時間等、休館日、利用の許可等、許可の取消し等 ・利用料金、利用料金の減免 ・観覧料、観覧料の減免 ・センター協議会		

名称	島根県美術品等取得基金条例 （平成３年７月16日島根県条例第21号）	所管課	文化国際課
		施行年月日	平成３年７月16日
目的	美術品その他の芸術、歴史及び民俗に関する資料の取得を円滑に行う。		
概要等	・設置、基金の額 ・管理、繰替運用		

名称	島根県スポーツ推進審議会条例 （昭和37年島根県条例第12号）	所管課	スポーツ振興課
		施行年月日	昭和37年４月１日
目的	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議させる。		
概要等	・スポーツの推進に関する重要事項の調査審議		

名称	島根県立武道施設条例 （昭和45年島根県条例第10号）	所管課	スポーツ振興課
		施行年月日	昭和45年７月15日
目的	島根県立武道施設の設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・設置場所 ・業務 ・指定管理者による管理 ・指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の申請等、指定管理者の指定 ・開場時間、休業日、使用の許可、許可の取消し等 ・使用料の納付、使用料の減免		

名称	島根県立体育施設条例 （昭和54年島根県条例第10号）	所管課	スポーツ振興課
		施行年月日	昭和52年3月25日
目的	島根県立体育施設の設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・設置場所 ・業務 ・指定管理者による管理 ・指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の申請等、指定管理者の指定 ・開場時間、休業日、使用の許可、許可の取消し等 ・使用料の納付、使用料の減免		

名称	島根県立はつらつ体育館条例 （平成15年島根県条例第26号）	所管課	スポーツ振興課
		施行年月日	平成15年４月１日
目的	島根県立はつらつ体育館の設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・設置場所 ・指定管理者による管理 ・指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の申請等、指定管理者の指定 ・開場時間、休業日、使用の許可、許可の取消し等 ・使用料、使用料の減免		

名称	島根県スポーツ振興基金条例 （昭和57年島根県条例第14号）	所管課	スポーツ振興課
		施行年月日	昭和57年４月１日
目的	スポーツの振興に要する経費に充てる		
概要等	・設置、積立て ・管理、運用基金の処理 ・繰替運用		

名称	島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例 （令和3年島根県条例第8号）	所管課	スポーツ振興課
		施行年月日	令和３年４月１日
目的	第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会に要する経費に充てる		
概要等	・設置、積立て ・管理、運用基金の処理 ・繰替運用		

名称	島根県立自然公園条例 （昭和36年島根県条例第11号）	所管課	自然環境課
		施行年月日	昭和36年６月１日
目的	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、住民の保健、休養及び教化に資する。		
概要等	・総則 ・公園区域の指定等 ・公園計画及び公園事業 ・保護及び利用（特別地域等の指定、原状回復命令等） ・雑則 ・罰則		

名称	島根県自然環境保全条例 （昭和48年島根県条例第24号）	所管課	自然環境課
		施行年月日	昭和48年３月27日
目的	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。		
概要等	・総則（基礎調査の実施等） ・自然環境保全基本方針 ・附属機関の設置（自然環境保全審議会） ・自然環境保全地域（指定、保全、雑則） ・補則（市町村に対する助成等） ・罰則		

名称	島根県希少野生動植物の保護に関する条例 （平成22年島根県条例第13号）	所管課	自然環境課
		施行年月日	平成22年４月１日
目的	県、県民等、民間団体及び事業者が協働して希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性を確保し、県民共有の財産である健全な自然環境を次世代に継承することを目的とする。		
概要等	・総則（希少野生動植物保護基本方針等） ・指定希少野生動植物の固体の保護(種の指定、捕獲の禁止等) ・指定希少野生動植物の生息地・生育地の保護 ・保護管理計画の策定と実施 ・雑則(県民等の活動促進、保護巡視員等) ・罰則		

名称	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例 （平成16年島根県条例第52号）	所管課	自然環境課
		施行年月日	平成17年４月１日
目的	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理について必要な事項を定める。		
概要等	・設置 ・指定管理者 ・開館時間等 ・利用の許可等 ・利用料金等 ・行為・利用の禁止等 ・罰則		

名称	島根県環境基本条例	所管課	環境政策課
	（平成９年10月17日島根県条例第29号）	施行年月日	平成９年10月17日
目的	環境の保全について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康的で文化的な生活の確保に寄与する。		
概要等	・施策の策定等に係る指針 ・環境基本計画 ・環境の保全のための施策 ・地球環境保全の推進等 ・推進体制の整備等		

名称	しまね環境基金条例	所管課	環境政策課
	（平成10年３月27日島根県条例第８号）	施行年月日	平成10年３月27日
目的	島根県環境基本条例に基づく環境の保全に関する施策の推進に要する経費に充てるため		
概要等	・設置、積み立て ・管理、運用益金の処理 ・繰替運用		

名称	島根県環境影響評価条例	所管課	環境政策課
	（平成11年10月１日島根県条例第34号）	施行年月日	平成12年４月１日
目的	環境影響評価について、県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境影響評価が円滑かつ適切に行われるための手続き等を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされることを確保し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資する。		
概要等	・環境影響評価の定義、対象事業 ・県・市町村・事業者等の責務 ・技術指針、方法書以下手続、公告・縦覧 ・都市計画に関する特例 ・島根県環境影響評価技術審査会 ・環境影響評価法との関係		

名称	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	所管課	環境政策課
	（昭和48年10月16日島根県条例第48号）	施行年月日	昭和48年11月１日
目的	県内の公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法第３条第１項で定める排水基準では不十分であると認められる区域について、同法第２条第５項で定める特定事業場に対して、同法第３条第３項の規定に基づいて、よりきびしい排水基準を定める。		
概要等	全県域、宍道湖・中海流域、神西湖流域、浜田川及び浜田川河口海域の流域について、それぞれ対象特定事業場（業種等及び排水量）、排水基準を定める。		

名称	島根県環境審議会条例	所管課	環境政策課
	（平成６年７月15日島根県条例第21号）	施行年月日	平成６年８月１日
目的	環境基本法第43条第２項の規定に基づき、同条第１項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する島根県環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。		
概要等	・審議会の組織 ・委員の任期 ・会長 ・会議 ・部会等		

名称	島根県公害防止条例 （昭和45年７月７日島根県条例第34号）	所管課	環境政策課
		施行年月日	昭和46年11月５日
目的	他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、住民の健康を保持するとともに、生活環境を保全する。		
概要等	・総則 ・規制措置（大気、水質、騒音、悪臭等） ・雑則 ・罰則		

名称	公害に係る紛争処理の手続に要する費用等に関する条例 （昭和45年10月16日島根県条例第41号）	所管課	環境政策課
		施行年月日	昭和45年11月１日
目的	公害紛争処理法第44条第２項及び地方自治法第228条第１項の規定に基づき、公害に係る紛争処理の手続きに要する費用及び手数料について定める。		
概要等	・趣旨 ・紛争処理の手続きに要する費用 ・手数料 ・手数料の減免又は納付の猶予		

名称	湖沼水質保全特別措置法第19条に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例 （平成14年10月25日島根県条例第56号）	所管課	環境政策課
		施行年月日	平成15年１月１日
目的	湖沼水質保全特別措置法第19条の規定に基づき、指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める。		
概要等	・趣旨 ・基準		

名称	島根県産業廃棄物減量促進基金条例 （平成17年３月25日島根県条例第18号）	所管課	環境政策課
		施行年月日	平成17年４月１日
目的	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策の推進に要する経費その他必要な経費に充てるため		
概要等	・設置、積み立て ・管理、運用益金の処理 ・繰替運用		

名称	島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 （昭和60年12月24日島根県条例第39号）	所管課	廃棄物対策課
		施行年月日	昭和61年４月１日
目的	浄化槽法（昭和58法律第43号）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を行う事業を営む者の登録に関し必要な事項を定める。		
概要等	・趣旨 ・登録の申請、実施、拒否、更新、取り消し等、抹消 ・変更、廃業等の届出 ・営業所の設置等 ・手数料		

計画等一覧

計画等一覧

令和３年４月１日現在

名称	島根県県民いきいき活動促進基本方針	所管課	環境生活総務課
		根拠法令等	島根県県民いきいき活動促進条例
計画の期間	令和２年度～令和６年度		
目的	県民いきいき活動を促進するとともに、活動団体との協働を推進することにより、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現を図る。		
概要等	１．基本的な考え方 ２．施策の基本的方向 ・県民いきいき活動の促進 ・協働の推進 ・体制の整備と評価等 ・行動計画（県民いきいき活動の促進、協働の推進、体制の整備）		

名称	第５期島根県消費者基本計画	所管課	環境生活総務課
		根拠法令等	島根県消費生活条例
計画の期間	令和２年度～令和６年度		
目的	県民の消費生活の安定及び向上を図る。		
概要等	施策体系 １　基本方針Ⅰ　消費者教育の推進 施策①　消費者教育の総合的・一体的推進 施策②　消費者団体等の活動への支援 施策③　消費生活情報の発信 ２　基本方針Ⅱ　消費生活相談体制の充実・強化 施策④　県消費者センターの充実 施策⑤　市町村相談体制の充実に向けた支援 ３　基本方針Ⅲ　消費生活の安全・安心の確保 施策⑥　消費生活上特に配慮を要する消費者の被害防止 施策⑦　消費者事故等の未然防止・拡大防止 施策⑧　規格・表示、取引行為の適正化 施策⑨　県民意見の反映		

名称	第５期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画	所管課	環境生活総務課
		根拠法令等	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例
計画の期間	令和２年度～令和６年度		
目的	犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、県民等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与する。		
概要等	施策の基本的方向 １　県民等による自主的な活動の推進 ２　子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保 ３　道路、住宅等における防犯への配慮 ４　事業活動における防犯への配慮 ５　犯罪被害者等への支援の推進 ６　その他の安全安心まちづくりのための取組		

計画等一覧

令和３年４月１日現在

名称	島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)	所管課	人権同和対策課
		根拠法令等	人権教育及び啓発の推進に関する法律
計画の期間	平成31年３月～		
目的	県民一人一人に人権の意義や重要性が知識として身に付くとともに、相手の立場に立って理解することができるような人権意識が十分身に付くことを目指す。		
概要等	一人一人の個性、違いを尊重し、すべての人の人権が尊重され、ともに支え合う「共生の心の醸成」と、人権が人々の思考や行動の基準として日常に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化の創造」を基本理念に、次のような取組を推進する。 １　人権教育・啓発の推進 ①人権教育　②人権啓発　③特定職業従事者に対する研修等の充実 ２　各人権課題に対する取組 ①女性　②子ども　③高齢者　④障害のある人　⑤同和問題　⑥外国人 ⑦患者および感染者等　⑧犯罪被害者とその家族　⑨刑を終えて出所した人等 ⑩性的指向、性自認等（LGBT等）　⑪インターネットによる人権侵害 ⑫様々な人権課題		

名称	島根県文化振興指針	所管課	文化国際課
		根拠法令等	なし
計画の期間	平成11年３月～		
目的	県民一人一人が自らの郷土の自然や歴史、風土と向き合い、自主性と創造性を発揮しながら、日常的な暮らしにおいてうるおいや豊かさを実感できるような島根の文化振興を図る。		
概要等	文化振興の基本的方向 文化振興の方策 ①多彩な文化活動の促進 ②文化交流の促進とネットワークづくり ③文化遺産の継承 ④文化を育む環境づくり ⑤文化を生かした産業の振興		

名称	島根県スポーツ推進計画	所管課	スポーツ振興課
		根拠法令等	スポーツ基本法第10条
計画の期間	令和２年度～令和６年度		
目的	島根県の実情に即したスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る		
概要等	【スポーツ推進の現状と課題及び具体的施策の展開】 １．誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進 ２．子どもたちの心身を健やかにはぐくむ学校体育の充実 ３．県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進 ４．地域ではぐくむ、島根のスポーツ文化の推進		

計画等一覧

令和３年４月１日現在

名称	宍道湖に係る湖沼水質保全計画	所管課	環境政策課
		根拠法令等	湖沼水質保全特別措置法
計画の期間	令和元年度～令和5年度（第7期計画）		
目的	水質汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、湖沼の水質の保全を図る。		
概要等	平成元年２月に宍道湖が湖沼法に基く指定湖沼に指定され、平成元年度に第１期湖沼水質保全計画を策定して以来、５年ごとに計画を策定している。 主な内容 ①長期ビジョン（望ましい湖沼の将来像） ②水質の保全に関する方針 ③水質の保全に資する事業 ④水質の保全のための規制等 ⑤その他の水質の保全のために必要な措置 ⑥流出水対策推進計画		

名称	中海に係る湖沼水質保全計画 （※鳥取県と共同で策定）	所管課	環境政策課
		根拠法令等	湖沼水質保全特別措置法
計画の期間	令和元年度～令和5年度（第7期計画）		
目的	水質汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、湖沼の水質の保全を図る。		
概要等	平成元年２月に宍道湖が湖沼法に基く指定湖沼に指定され、平成元年度に第１期湖沼水質保全計画を策定して以来、５年ごとに計画を策定している。 主な内容 ①長期ビジョン（望ましい湖沼の将来像） ②水質の保全に関する方針 ③水質の保全に資する事業 ④水質の保全のための規制 ⑤その他の水質の保全のために必要な措置 ⑥流出水対策推進計画		

名称	島根県環境総合計画	所管課	環境政策課
		根拠法令等	島根県環境基本条例、生物多様性基本法、地球温暖化対策推進法、気候変動適応法、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、食品ロス削減推進法、環境教育等促進法
計画の期間	令和３年度～令和12年度		
目的	豊かな環境の保全と活用により、笑顔で暮らせる島根を目指す		
概要等	環境問題に関する諸計画を一本化し、環境を取り巻く情勢の変化に対応した総合計画として策定。 (旧計画：「環境基本計画」「地球温暖化対策実行計画」「環境にやさしい率先実行計画」「循環型社会推進計画」など) 施策体系 ①人と自然との共生の確保 ②安全で安心できる生活環境の保全 ③地球温暖化対策の推進 ④循環型社会の形成 ⑤環境と調和した地域づくり 目標（法定目標） ①温暖化対策の推進（2013年度を基準として2030年度の目標値） エネルギー消費量を11.3%以上削減 温室効果ガス排出量を21.7%以上削減 ②循環型社会の形成（2018年度を基準として2025年度の目標値） 一般廃棄物　排出量 10%以上削減 再生利用率 23%以上 最終処分量 14%以上削減 産業廃棄物　排出量 増加を16%以下に抑制 再生利用率　63%以上 最終処分量　増加を49%以下に抑制		

名称	第９期島根県分別収集促進計画	所管課	廃棄物対策課
		根拠法令等	容器包装リサイクル法
計画の期間	令和２年～令和６年		
目的	各市町村の容器包装廃棄物の排出量や収集見込量を取りまとめることにより、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化の促進を図る。		
概要等	１　各年度における県内の容器包装廃棄物の排出見込量 ２　各年度における県内のガラスびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装（紙パック・段ボールを除く）のうち環境省が定める基準に適合する物の見込量 ３　各年度における県内の法第２条第６項に規定する主務省令で定める物（スチール缶、アルミ缶、段ボール、紙パック）についての見込量 ４　分別収集の促進に関する知識や意義の普及啓発、その他の事項		

計画等一覧

令和３年４月１日現在

名称	島根県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	所管課	廃棄物対策課
		根拠法令等	ＰＣＢ特別措置法
計画の期間	平成27年10月～令和９年3月		
目的	島根県内のＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の推進		
概要等	１　ＰＣＢ廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み ２　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の確保 ３　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理推進のための県ほかの役割		

名称	島根県災害廃棄物処理計画	所管課	廃棄物対策課
		根拠法令等	なし
計画の期間	平成30年3月策定		
目的	大規模災害の発生に備え、災害廃棄物を円滑・迅速に処理し早期復旧できるよう、災害廃棄物処理に関する県としての基本的な考え方と処理方策を本計画において示す。		
概要等	１　災害によって生じる災害廃棄物の処理について、災害予防、応急対策、復旧・復興対策の各段階における県と市町村が実施すべき役割を整理 ２　県及び市町村の主たる役割 ・市町村の役割：災害廃棄物処理にあたっての実施主体 ・県 の 役 割 ：被災市町村が行う災害廃棄物の処理に対する支援 ３　発災後における県の支援内容 ４　市町村計画の策定にあたり留意すべき事項		

外郭団体一覧

外郭団体一覧

令和３年４月１日現在

団体名	（公財）しまね文化振興財団	所管課	文化国際課
所在地	松江市殿町158番地	設立年月日	平成９年３月17日
設立目的	多彩な文化・交流を育む創造性豊かな地域社会の形成のため、広く県内の文化振興に関する事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。		
事業内容	・音楽、演劇、映像、写真、舞踊、美術、文芸その他の芸術及び芸能等の振興に関する事業 ・伝統芸能・伝統文化の継承、育成、普及、発信、交流に関する事業 ・歴史文化の調査研究・教育・情報発信に関する事業 ・文化芸術活動を通じた次世代育成に関する事業 ・県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援、育成、交流に関する事業 ・文化芸術のネットワーク化に関する事業 ・文化芸術情報の収集及び提供に関する事業 ・文化芸術交流の促進に関する事業 ・文化芸術・教育に関する公共施設の管理運営に関する事業		

団体名	（公財）しまね国際センター	所管課	文化国際課
所在地	松江市東津田町369番地１（しまね国際研修館）	設立年月日	平成元年11月１日
設立目的	多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、もって地域の活性化と国際化に寄与することを目的とする。		
事業内容	・外国人住民の総合的な生活等支援や国籍・民族を超えた多文化共生の地域づくりに関する事業 ・地域住民の国際理解の推進や国際的な人材育成など国際交流・協力に関する事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業		

団体名	（公財）島根県体育協会	所管課	スポーツ振興課
所在地	松江市上乃木10丁目4番2号	設立年月日	昭和46年3月27日
設立目的	スポーツの振興に関する事業を行い、県民の体力向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発達に寄与することを目的とする		
事業内容	・生涯スポーツの普及、地域スポーツの振興に関する事業 ・スポーツ指導者の養成に関する事業 ・スポーツ少年団をはじめとする青少年スポーツの育成に関する事業 ・競技スポーツの普及、競技力の維持向上に関する事業 ・国民体育大会への選手・役員派遣に関する事業		

団体名	（公財）島根県障害者スポーツ協会	所管課	スポーツ振興課
所在地	松江市東津田町1741-3（いきいきプラザ島根）	設立年月日	昭和54年5月7日
設立目的	障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与することを目的とする。		
事業内容	・障がい者のスポーツ活動の振興に関する事業 ・障がい者のスポーツ活動に関する調査研究、啓発広報に関する事業 ・障がい者のスポーツ活動の支援者育成に関する事業		

外郭団体一覧

令和３年４月１日現在

団体名	（公財）しまね自然と環境財団	所管課	自然環境課
所在地	大田市三瓶町多根1121番８	設立年月日	平成３年７月１日
設立目的	島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を通じ、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全に寄与する。		
事業内容	・島根県内の自然系博物施設及び自然公園施設等の管理運営事業 ・自然環境の保護及びその他の環境保全に関する調査研究、並びに普及啓発事業 ・環境教育及び環境学習に関する事業 ・環境保全活動及び地球環境問題に関する情報収集・普及啓発並びに活動支援に関する事業 ・刊行物の販売、飲食物の提供等、前各号の事業に付随する収益事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業		

団体名	（公財）島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課
所在地	出雲市宇那手町882番地	設立年月日	平成４年３月４日
設立目的	産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与することを目的とする。		
事業内容	・産業廃棄物最終処分場の管理運営 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業		

印刷・発行　　令和３年４月

編　　集　　島根県環境生活部

発　行　者　　島根県環境生活部環境生活総務課
〒690-8501
島根県松江市殿町1番地（東庁舎２階）
電　話：0852-22-5233
E-mail：kanso@pref.shimane.lg.jp